

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2026 年 1 月 6 日
株式会社オークネット

2026年1月6日

株式会社オークネット
代表取締役社長CEO 藤崎 慎一郎

株式会社オークネット（以下「当社」といいます。）は、株式会社オークネット・モーターサイクル（以下「AMC」といいます。）株式会社オークネット・アグリビジネス（以下「AAG」といいます。）株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ（以下「ACP」といいます。）及び株式会社オークネットメディカル（以下「AMD」といいます。）との間で締結した2025年11月1日付吸收合併契約書に基づき、2025年12月31日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、AMC、AAG、ACP及びAMDを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を行いました。本件吸收合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年12月31日

2. 吸收合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）本件吸收合併をやめることの請求

AMC、AAG、ACP及びAMDの発行済株式の全てを当社が保有していたため、本件吸收合併に関し、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本件吸收合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

AMC、AAG、ACP及びAMDの発行済株式の全てを当社が保有していたため、本件吸收合併に関し、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

AMC、AAG、ACP及びAMDは、新株予約権を発行していなかったため、本件吸收合併に関し、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

AMC、AAG、ACP 及び AMD は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 17 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日付の個別通知により知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当し、当社の株主は、同法 796 条の 2 の規定に基づく吸収合併をやめることの請求をすることはできないため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当し、当社の株主は、同法 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求をすることはできないため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 17 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日である 2025 年 12 月 31 日をもって、AMC、AAG、ACP 及び AMD の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 1 月 9 日（予定）

7. その他本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

吸收合併消滅会社の事前開示書面

次頁以降に添付のとおり

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2025 年 11 月 17 日
株式会社オークネット・モーターサイクル

2025年11月17日

株式会社オークネット・モーターサイクル

代表取締役社長 藤原 啓介

株式会社オークネット・モーターサイクル（以下「当社」といいます。）は、株式会社オークネット（以下「AUC」といいます。）株式会社オークネット・アグリビジネス（以下「AAG」といいます。）株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ（以下「ACP」といいます。）及び株式会社オークネットメディカル（以下「AMD」といいます。）との間で締結した2025年11月1日付吸收合併契約書に基づき、2025年12月31日を効力発生日として、AUCを吸收合併存続会社、当社、AAG、ACP及びAMDを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸收合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容（会社法第782条第1項）

当社とAUC、AAG、ACP及びAMDが締結した2025年11月1日付吸收合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1号）

AUCは、当社の発行済株式の全てを保有しているため、本件吸收合併に際して株式その他の財産の交付及び割当てを行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第4号）

AUCの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

6. 吸收合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第182条第4号）

該当事項はありません。

7 . 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象(会社法施行規則第 182 条第 4 号)

該当事項はありません。

8 . 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 5 号)

本件吸収合併後の AUC の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の AUC の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、AUC の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件吸収合併後における AUC の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸收合併契約の内容

吸收合併契約書

株式会社オークネット（以下「甲」という。） 株式会社オークネット・コンシユーマープロダクツ（以下「乙」という。） 株式会社オークネット・モーターサイクル（以下「丙」という。） 株式会社オークネット・アグリビジネス（以下「丁」という。） 及び株式会社オークネットメディカル（以下「戊」という。）は、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸收合併）

甲、乙、丙、丁及び戊は、本契約の定めるところに従い、それぞれ、甲を吸收合併存続会社、乙、丙、丁及び戊を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下総称して「本吸收合併」という。）を行い、甲が乙、丙、丁及び戊の権利義務の一切を承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲、乙、丙、丁及び戊の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（吸收合併存続会社）

商号：株式会社オークネット

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（2）乙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・コンシユーマープロダクツ

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（3）丙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・モーターサイクル

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（4）丁（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・アグリビジネス

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（5）戊（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネットメディカル

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

第3条（合併対価）

甲は、乙、丙、丁及び戊の発行済株式の全てを保有しているため、本吸收合併に際して株式その他の財産の交付及び割当てを行わない。

第4条(資本金及び準備金の額に関する事項)

甲は、本吸收合併に際して資本金及び準備金の額を変動させない。

第5条(効力発生日)

本吸收合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月31日とする。ただし、本吸收合併に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第6条(株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸收合併を行う。
2. 乙、丙、丁及び戊は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸收合併を行う。

第7条(善管注意義務)

甲、乙、丙、丁及び戊は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、これを行う。

第8条(本契約の変更等)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙、丁又は戊の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸收合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、本吸收合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸收合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、書面により本書5通を作成または本書を電磁的に作成し、各当事者の適格に授権された者により署名捺印またはこれに代わる電磁的処理を施し、その書面各1通または電磁的記録を各自保管する。

2025年11月1日

甲 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット
代表取締役社長 CEO 藤崎 慎一郎

乙 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ
代表取締役社長 斎藤 康人

丙 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・モーターサイクル
代表取締役社長 藤原 啓介

丁 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・アグリビジネス
代表取締役社長 尾崎 進

戊 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネットメディカル
代表取締役社長 藤崎 真弘

別紙2 AUC 最終事業年度に係る計算書類等

事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは、「価値あるモノを、地球規模で循環させる～Circulation Engine.」をサステナビリティポリシーと掲げ、循環型マーケットの構築に取り組んでいます。市場に出た価値あるモノを停滞させることなく循環させる仕組みづくりに寄与し、持続可能な社会に貢献する企業として、社会的価値、経済的価値の更なる向上に努めております。

2022年5月に策定した、中期経営計画「Blue Print 2025」では、当社独自の指標である「Gross Circulation Value/総循環型流通価値」を始め、EBITDA、ROE、配当性向の4つを重要経営指標としました。「Blue Print 2025」をもとに、既存事業のシェア拡大やパートナーとの提携及び新規事業の創出を推進し、更なる会員制ネットワークの拡大や流通形態の多様化を目指してまいりました。

このような計画に基づき、事業を推進した結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上高は55,910,315千円（前年同期比29.1%増）、営業利益は7,005,060千円（前年同期比5.1%増）、経常利益は7,207,758千円（前年同期比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,485,496千円（前年同期比2.7%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

なお、当連結会計年度の期首より、当社の事業戦略に適したポートフォリオに組み替えることを目的としてセグメントを変更しています。従来の「デジタルプロダクト事業」及び「ファッショナリセール事業（旧コンシューマプロダクト事業）」を統合し「ライフスタイルプロダクトセグメント」としました。また、従来の「オートモビル事業」及び「その他」に含まれていた「モーターサイクル事業」を統合し「モビリティ＆エネルギーセグメント」としました。

また、従来セグメント共通費用は調整額に計上しておりましたが、当連結会計年度の期首からの報告セグメント変更を契機として、各報告セグメントの事業運営に貢献するコストについては、一定の合理的な基準で配賦することとした方がより効果的な業績評価が可能になると判断し、当該共通費用を各報告セグメントに配賦する方法に変更しております。

以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

（ライフスタイルプロダクツセグメント）

当セグメントは、デジタルプロダクツ事業及びファッショナリセール事業で構成されています。

デジタルプロダクツ事業

デジタルプロダクツ事業は、中古スマートフォン・中古PC等の中古デジタル機器のオークション及び消費者向けを含む流通に付随するサービスを展開しています。

国内サプライヤーの増加及び連携強化や取引拡大に伴い流通台数が増加したほか、新オークションシステムの定着による利便性の向上や円安の影響も相まって、取扱高が前年同期比で増加しました。

また、商品化オペレーションの効率化やデジタルマーケティングを活用した会員の獲得など、更なるプラットフォームの強化に向けた投資に注力しました。

ファッショナリセール事業

ファッショナリセール事業は、バッグ、時計、貴金属、衣類等の主にブランド品のオークション及び消費者向けを含む流通に付随するサービスを展開しています。なお、第2四半期連結会計期間の期首より、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社を連結対象としており、2社の業績を含めています。

BtoB事業では、平均成約単価は軟調に推移したものの、既存会員への利用促進施策を実行した影響により、出品点数、成約点数が共に増加した結果、取扱高が拡大しました。また、新規会員サポートの充実や海外拠点における営業施策など、新規会員獲得に注力した結果、国内外の会員数が堅調に推移しました。

C向け事業では、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社を連結子会社化したことにより取扱高が拡大した一方、インバウンド需要の低下や一部高額商品の販売不振の影響により、軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は38,486,668千円（前年同期比42.0%増）、営業利益は5,362,723千円（前年同期比1.6%減）となりました。

(モビリティ＆エネルギー・セグメント)

当セグメントは、オートモビル事業及びモーターサイクル事業で構成されています。

オートモビル事業

オートモビル事業は、中古車オークション（1）、共有在庫市場（2）、ライブ中継オークション（3）、落札代行サービス（4）及び車両検査サービス（5）等を展開しています。

当事業と関連の深い自動車業界では、当連結会計年度の新車登録台数（6）は、前年同期比7.5%減の442万台、中古車の登録台数（7）は、同1.0%増の649万台、中古車オークション市場の出品台数（8）は、同5.7%減の751万台、成約台数（8）は、同2.0%増の528万台となりました。

落札代行サービスが継続して好調であることに加え、輸出業者会員の利用促進や、共有在庫と落札代行サービスの連携強化により、自社オークション及び共有在庫の落札台数が増加しました。中古車需要が高く、平均成約単価が継続して上昇した影響も相まって、取扱高は増加しました。

また、年間を通して中古車情報誌認定検査の需要が高く検査台数が継続して増加したことにより、車両検査サービスは好調に推移しました。



モーターサイクル事業

モーターサイクル事業は、中古バイクオークション（ 1 ）、共有在庫市場（ 2 ）、落札代行サービス（ 4 ）、車両検査サービス（ 5 ）、レンタルサービス及び個人向けサブスクリプションサービスを展開しています。

大手国内販売店や輸出業者会員の落札台数が増加したほか、中古車同様、中古バイクの需要も継続して高く、平均成約単価が上昇したことにより、取扱高は好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,700,816千円（前年同期比9.8%増）、営業利益は3,682,944千円（前年同期比23.6%増）となりました。

- （ 1 ）中古車・中古バイクオークションとは、当社が主催するオンラインで行う会員制のリアルタイムの中古車・中古バイクオークションのことです。
- （ 2 ）共有在庫市場とは、当社の会員ネットワークを活用し、会員が所有する中古車・中古バイクの店頭在庫の情報を会員間で共有し取引する市場のことです。
- （ 3 ）ライブ中継オークションとは、当社が業者間取引の市場である現車オークション会場と提携し、現車オークション会場が主催するオークションを中継するサービスのことです。
- （ 4 ）落札代行サービスとは、株式会社アイオークが業者間取引の市場である現車オークション会場等に出品される中古車・中古バイクの落札・出品・決済・輸送の代行を行うサービスのことです。
- （ 5 ）車両検査サービスとは、株式会社AISが中古車両の検査及び車両検査技能に関する研修を行うサービスのことです。
- （ 6 ）一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計資料より
- （ 7 ）一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計資料及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会の統計資料より
- （ 8 ）2024年ユーストカー総合版+輸出相場版より
- （ 9 ）中古自動車及び中古バイク検査台数の合算値です。

その他 Other

当事業は、花きのオークション、サーティーワンマース事業及び海外事業等で構成されています。

当連結会計年度の売上高（セグメント間の内部売上高を含む。）は3,055,863千円（前年同期比2.1%減）、営業損失は362,368千円（前年同期は営業損失364,251千円）となりました。

取扱状況

内 容	期 別		第 16 期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第 17 期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	前年同期比
	取 扱 高	流 通 台 数	会 員 数	会 員 数	
ライフスタイルプロダクツセグメント					
デジタルプロダクツ事業	取 扱 高	42,394百万円		49,003百万円	15.6%
	流 通 台 数	1,578,371台		1,658,721台	5.1%
	会 員 数	1,779会員		2,037会員	14.5%
ファッショナリセール事業	B to B 事 業	取 扱 高	44,063百万円		18.1%
		出 品 点 数	1,066,733点		1,274,771点
		成約点数(1)	715,832点		848,756点
	会 員 数	4,862会員		5,871会員	20.8%
C 向 け 事 業		取 扱 高	11,692百万円		17,848百万円
モビリティ&エネルギーセグメント					
オートモビル事業	オークション関連	取 扱 高	442,137百万円		13.0%
		総成約・落札台数	502,616台		4.3%
	会 費	会 員 数	15,142会員		2.4%
検 査 料		検査台数(2)	1,262,908台		10.6%
モーター サイクル事業	オークション関連	取 扱 高	8,077百万円		34.6%
		総成約・落札台数	26,384台		12.5%
	会 費	会 員 数	2,624会員		0.1%
その他		取 扱 高	12,620百万円		3.1%
その他	取 扱 高		12,228百万円		

(1) 2024年第1四半期より、AUC BRAND MALLの成約点数を含めて開示しております。

(2) 中古自動車及び中古バイク検査台数の合算値です。

(2) 設備投資の状況

当期において実施致しました設備投資の総額は1,422百万円で、主な設備投資の内容は、社内システムの基盤構築及びオーケーションシステムのリニューアル等です。

(3) 資金調達の状況

当期における設備投資等は、すべて自己資金で行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

1. 経営方針

当社グループは、「本物のサービスとは何か」を常に追求していく「本物主義」を理念とし、業界の発展並びに社会生活の向上に貢献することを目指しています。この理念のもと、「運営ノウハウ」、「情報の信頼性」、「最適なシステム」、「会員制ネットワーク」をコアコンピタンスとし、事業展開を積極的に推進してまいりました。今後もその範囲を広げて更なる成長を目指すべく、国内のみならず海外にも積極的に活動の範囲を広げ、業容の拡大に努めていきます。

2. 経営環境

雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな景気回復が続くことが期待される一方、ロシア・ウクライナ情勢や中東地域をめぐる情勢、米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響に留意する必要があります。

3. 対処すべき課題

中期経営計画「Blue Print 2027」の推進

当社グループは、世界中のパートナー企業と共にサーキュラーエコノミーの未来を創造することを目指し、中期経営計画「Blue Print 2027」の達成に向け、安定した事業基盤のもと持続的成長を加速させ、次のステージに向けた更なる経営基盤の拡充を目指します。

「長期目標」

GCV 1兆円

当社独自の指標であるGCV (Gross Circulation Value) を重要経営指標の一つとし、経済及び環境に与える影響をモニタリングしていきます。今後のリユース市場の拡大を踏まえ、SDGs企業としての優位性を活かし、循環型流通の拡大により長期的な目標としてGCV 1兆円を目指します。

「中期定量目標」

EBITDA100億円

・ライフスタイルプロダクツセグメント

デジタルプロダクツ事業においてはGIGAスクール端末の取り込みによる取扱規模の増加、ファッショナリセール事業においてはグループの機能統合による効率化や、更なるグローバルネットワークの拡大により成長を目指します。

・モビリティ＆エネルギーセグメント

検査体制の強化や中古車オークションの拡大など、着実な成長を目指すほか、EVの普及に備え、EVバッテリーのリパーアスや検査体制の確立を積極的に推進します。

・M&A及び人的資本への投資

M&Aを実施する体制及び実施後の管理体制を強化し、EBITDA目標への確実な貢献を目指すと共に、将来の事業成長に備え、積極的に人的資本への投資を行います。

ROE15～20%

ROE15～20%を目標とし、2027年までの維持を目指します。資本コストを意識しつつ、積極的な投資による成長を実現し、持続的な企業価値向上を目指します。

配当性向40%以上

将来の事業展開と経営体質の強化及び設備投資等に備えた内部留保を確保しつつ、連結配当性向40%以上を基本として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施します。

(8) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

(単位:千円)

期別 区分	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第15期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第16期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第17期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	36,710,088	40,455,750	43,303,979	55,910,315
経常利益	6,113,012	6,699,838	6,755,781	7,207,758
親会社株主に帰属する当期純利益	3,625,527	4,346,059	4,368,973	4,485,496
1株当たり当期純利益(円)	130.56	159.48	175.79	188.44
総資産	36,822,846	37,348,660	37,664,151	44,040,655
純資産	22,701,956	22,911,231	22,310,994	26,166,242
1株当たり純資産(円)	802.38	862.24	936.82	1,084.08

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当連結会計年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は、307,306株であります。

4. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

当社の財産及び損益の状況

(単位:千円)

期別 区分	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第15期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第16期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第17期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	16,073,171	15,832,067	16,294,674	18,458,403
経常利益	3,361,734	6,135,672	7,218,043	3,424,490
当期純利益	1,933,309	4,769,072	6,136,481	2,547,497
1株当たり当期純利益(円)	69.62	175.00	246.90	107.02
総資産	26,679,694	26,961,884	29,385,129	34,282,110
純資産	15,221,520	15,728,131	17,126,615	18,774,987
1株当たり純資産(円)	547.21	602.35	723.99	785.88

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は、307,306株であります。

4. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(9) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社AIS	千円 100,000	82.0%	中古車・中古バイクの車両検査及び査定業務の運営
株式会社アイオーク	千円 100,000	100.0%	中古車・中古バイクのオークションにおける出品代行、落札代行業務
株式会社オーク・フィナンシャル・パートナーズ	千円 10,000	100.0%	保証サービス関連商品の提供
AUCNET DIGITAL PRODUCTS USA, LLC.	千米ドル 100	100.0%	米国スマートフォン事業の戦略拠点
株式会社オークネット・モーターサイクル	千円 30,000	100.0%	中古バイクオークションの運営
株式会社オークネット・アグリビジネス	千円 30,000	100.0%	花きオークションの運営
株式会社オークネット・コンシユーマーブログ	千円 30,000	100.0%	ブランド品等オークションの運営
JBTV株式会社	千円 100,000	100.0%	通信、運営保守及びBPOサービスの提供
AUCNET HK LIMITED	千米ドル 3,201	100.0%	中国及び東南アジアの戦略拠点
株式会社オークネット・メディカル	千円 59,500	100.0%	中古医療機器オークションの運営
株式会社オークネット・アイビーエス	千円 30,000	100.0%	Web関連システムソリューション事業
Aucnet USA, LLC.	千米ドル 16,500	100.0%	米国の戦略拠点
株式会社メルジア	千円 100,000	98.9%	医療情報動画コンテンツサービスの提供
AUCNET CONSUMER PRODUCTS USA, LLC.	千米ドル 1,000	100.0%	ブランド品の流通
株式会社東京砧花き園芸市場	千円 100,000	100.0%	花きオークションの運営
株式会社ギャラリーレア	千円 40,000	100.0%	海外ブランド衣料雑貨、服飾雑貨の輸入及び販売
株式会社グランブーケ大多喜	千円 100,000	90.9%	花き及び農産物の各種生産仕入販売輸出入
Aucnet Europe ApS	EUR 7,362	100.0%	ブランド品の流通
株式会社デファクトスタンダード	千円 100,000	100.0%	ブランド買取サイトの運営、服飾雑貨の販売
JOYLAB株式会社	千円 60,000	100.0%	酒類の買取及び販売

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含んであります。

2. 当社は、2024年4月30日付で株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたします。

3. 株式会社カーセンは2024年9月30日付で解散を決議し、2024年12月13日付で清算結了いたしました

特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社プランコ・ジャパン	千円 10,000	20.0%	データ消去ソフトの販売及び関連サービス
株式会社MOTA	千円 100,000	21.0%	自動車DX事業、不動産DX事業

(注) 株式会社MOTAにつきましては、一部株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めること
といったしました。

(10) 主要な事業内容

当社は、循環型マーケットデザインカンパニーとして、中古車、中古デジタル機器、ブランド品、花き、中古バイク、中古医療機器などのオンラインオークション、及び流通に付随するサービスを提供しております。

(11) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減()
1,060名	182名

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が182名増加しておりますが、主として株式会社デファクトスタンダードと
JOYLAB 株式会社が連結子会社となったことによるものであります。

当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減()	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
336名	45名	41.6歳	10.0年

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。
2. 従業員数増加の主な理由は、事業成長を推し進めるためのDX・IT人財の増強によるものです。

(12) 主要拠点等

本 社	東京都港区北青山二丁目5番8号
北海道エリアオフィス	北海道北広島市新富町西二丁目1番14
東北エリアオフィス	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目16番6号
首都圏エリアオフィス	東京都港区北青山二丁目5番8号
中部エリアオフィス	愛知県名古屋市東区葵一丁目1番22号
関西エリアオフィス	大阪府吹田市豊津町2番30号
西部エリアオフィス	福岡県小郡市上岩田1095番地6

(注)2025年3月1日をもって、東北エリアオフィスは宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番61号へ移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項(2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,763,200株(自己株式503,023株を含む。)
- (3) 株主数 9,417名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
フレックスコーポレーション株式会社	9,354,930株	38.56%
株式会社Blue Peak	2,421,470株	9.98%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,592,600株	6.56%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,354,400株	5.58%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,296,000株	5.34%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	1,032,487株	4.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	894,800株	3.69%
株式会社ナマイ・アセットマネジメント	700,000株	2.89%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENON TREATY CLIENTS ACCOUN	604,100株	2.49%
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	369,910株	1.52%

- (注) 1. 当社は、自己株式503,023株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は株式給付信託(BBT-RS)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が369,910株を所有しておりますが、上記自己株式には含めておりません。
3. フレックスコーポレーション株式会社および株式会社ナマイ・アセットマネジメントならびに株式会社Blue Peakは、創業家の資産管理会社であります。
4. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式1,296,000株は、株式会社オリエントコーポレーションがみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は、株式会社オリエントコーポレーションが留保しております。
5. 2024年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社ヴァレックパートナーズの2024年1月4日現在の保有株式数合計が3,495,400株(持株比率14.12%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
6. 2024年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフエムアールエルエルシー(FMR LLC)の2024年5月15日現在の保有株式数合計が1,669,037株(持株比率6.74%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	81,912株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、株式給付信託（BBT-RS）に基づく追加信託のため、以下のとおり株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分をしております。

処分対象株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	286,300株
処分価額の総額	742,662,200円
処分期日	2024年5月30日

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、株式付与のため、以下のとおり自己株式を処分しております。

処分対象株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	4,200株
処分価額の総額	10,894,800円
処分期間	2024年5月30日～2024年7月1日

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式の取得を決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,430,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.89%)
株式の取得価額の総額	4,500,000,000円（上限）
取得期間	2025年2月18日～2025年2月20日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、2025年3月31日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の保有する普通株式1株を2株に分割する株式分割を決議しております。

当決議の効力発生日である2025年4月1日付の発行済株式総数は49,526,400株となる予定であります。

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、従業員持株会を通じた株式付与のため、以下のとおり自己株式の処分を決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
処分する株式の数	109,012.5株
処分価格	1株につき2,670円
処分総額	291,063,375円
処分期日	2025年4月16日

（注）2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2015年6月30日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額 払込を要しない

新株予約権の行使価額 1個につき68,671円

新株予約権の行使条件

イ 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ロ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

ハ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権の行使期間 2017年7月11日から2025年6月10日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数		保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	158個	普通株式	31,600株	1人
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-	-	-
取締役 (監査等委員)	-	-	-	-

（注）2015年7月10日開催の取締役会決議により、2015年7月29日付で1株を10株に株式分割致しました。2016年6月21日開催の取締役会決議により、2016年7月31日付で1株を20株に株式分割致しました。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法の規定に基づき現に発行している新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
株主総会決議日	2015年6月19日	2015年12月11日
新株予約権の数	355個	370個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	71,000株	7,400株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使価額(円)	344	405
新株予約権の行使期間	自2017年7月11日 至2025年6月10日	自2017年12月26日 至2025年11月25日
新株予約権の発行日	2015年7月10日	2015年12月25日

- (注) 1. 2015年7月10日開催の取締役会決議により、2015年7月29日付で1株を10株に株式分割致しました。2016年6月21日開催の取締役会決議により、2016年7月31日付で1株を20株に株式分割致しました。これにより第1回新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株となります。第2回新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株となります。
2. 新株予約権の行使価額は、1株あたりの金額となります。
3. 2024年12月31日現在の状況となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名		地位及び担当並びに重要な兼職の状況
藤崎 清孝		取締役会長
藤崎 慎一郎		代表取締役社長CEO・社長執行役員 全部署統括 モビリティ&エネルギー部門DM
瀧川 正靖		取締役・専務執行役員 事業統括部門DM
谷口 博樹		取締役・専務執行役員CFO コーポレート部門DM
梅野 晴一郎	社外 独立	取締役
牧 俊夫	社外 独立	取締役
塚本 恵	社外 独立	取締役
佐藤 俊司		取締役(監査等委員)
上西 郁夫	社外 独立	取締役(監査等委員)
半田 未知	社外 独立	取締役(監査等委員) コントロールソリューションズ(株)代表取締役社長

- (注) 1. 梅野 晴一郎氏、牧 俊夫氏、塚本 恵氏、上西 郁夫氏及び半田 未知氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、梅野 晴一郎氏、牧 俊夫氏、塚本 恵氏、上西 郁夫氏及び半田 未知氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 永島 久直氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を退任しております。
4. 佐藤 俊司氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会で新たに取締役(監査等委員)に就任致しました。
5. 監査等委員である取締役の半田 未知氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 半田 未知氏が代表取締役社長を務めるコントロールソリューションズ(株)と当社の間に特別の利害関係はありません。
7. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐藤 俊司氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。被保険者の範囲は以下のとおりであります。なお、その保険料については全額当社が負担しております。

- ・当社及び当社の子会社の取締役、執行役員等

(4) 取締役の報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名報酬委員会の審議を経たうえで、2021年2月19日開催の取締役会において決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経験に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、他社の動向等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、「事業年度の成果としての連結営業利益の目標値に対する達成度合いを反映した短期的な貢献に対する現金報酬としての賞与」、「事業年度の貢献度合いに加えて企業価値の持続的な向上を図る中期的な非金銭報酬等としての譲渡制限（3年間）付株式給付」及び「在任期間中の地位・役職・業績達成度等に応じたポイント付与により、ポイントに応じた株式を退任時に給付する長期的な貢献度合いに対する非金銭報酬等としての株式給付信託（BBT-RS）」で構成しております。額又は数の決定にあたっては、各事業年度の連結営業利益目標値の達成率により、月例の固定報酬に対する支給基準値となる月数を設け、個人別の定量的・定性的な業績評価指標に応じて算出された額又は数を算定し、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定し、毎年一定の時期に支給及び給付することとしております。なお、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を考慮しながら、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定することとしており、報酬等の種類ごとの比率の標準的な目安は、基本報酬：業績連動報酬（賞与）：業績連動報酬（非金銭報酬等）= 7：1：2程度しております。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の月額報酬及び賞与の報酬総額は、2016年3月29日開催の第8回定時株主総会にて年額500百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内。ただし、使用人給与は含まないものとします。）と定めており、当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、2024年3月26日開催の第16回定時株主総会にて、業績連動型株式報酬制度の一部内容を変更しており、その内容は、それまでの業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））と譲渡制限付株式報酬制度（RS）を統合し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」として一本化しております。なお、本制度に基づく報酬額の上限は、1事業年度当たり60,000ポイント、BBT-RS制度に基づき取得する株式の上限は180,000株と定められています。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬額は、2016年3月29日開催の第8回定時株主総会決議において年額100百万円以内としており、当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

取締役の個人別の報酬等についての内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議に基づき代表取締役社長CEO・社長執行役員藤崎慎一郎がその具体的な内容について委任を受けて各取締役の基本報酬を決定することとしており、これらの権限を委任した理由は、当社全体を取り巻く環境や経営状況、業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の定量的・定性的な評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。指名報酬委員会では、各取締役の基本報酬の額、各取締役の事業年度の目標値に対する達成度合いによる賞与額並びに非金銭報酬としての譲渡制限付株式の割当株式数及び株式給付信託（BBT-RS）の業績係数を審議し、取締役会に答申をすることとしております。

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、上記の手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）			
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬				
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	289,302 (18,000)	163,500 (18,000)	43,600 (-)	82,202 (-)	8 (3)			
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	27,600 (14,400)	27,600 (14,400)	- (-)	- (-)	4 (2)			
合計		316,902	191,100	43,600	82,202			
(注) 1. 業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、各事業年度の連結営業利益であります。業績指標として当該業績指標を選定した理由は、全ての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからであります。当事業年度における当期の連結営業利益の状況は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載の通りであります。								
2. 非金銭報酬には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金41,168千円、及び譲渡制限付株式報酬41,033千円が含まれております。								

(注) 1. 業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、各事業年度の連結営業利益であります。業績指標として当該業績指標を選定した理由は、全ての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからであります。当事業年度における当期の連結営業利益の状況は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載の通りであります。

2. 非金銭報酬には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金41,168千円、及び譲渡制限付株式報酬41,033千円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先である法人等と当社との関係

前記(1)取締役の氏名等をご参照ください。

なお、社外取締役の兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
梅野 晴一郎	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中16回(89%)出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、適宜発言を行っております。
牧 俊夫	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中18回(100%)出席し、主に通信事業やネットワークサービスに関する業務を通じて培ってきた経験と企業経営の見地から経営全般にわたり、適宜発言を行っております。
塚本 恵	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中18回(100%)出席し、主にIT分野の企業や海外企業での業務を通じて培ってきた経験・知識と、企業経営の見地から適宜発言を行っております。
上西 郁夫	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回(94%)出席し、監査等委員会には、15回中15回(100%)出席し、主に金融業務を通じて培ってきた知識・見地から適宜発言を行っております。
半田 未知	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回(94%)出席し、監査等委員会には、15回中14回(93%)出席し、主に公認会計士としての専門知識を活かし、適宜発言を行っております。

当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

事業報告記載事項に関する意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人(太陽有限責任監査法人)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって会計監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としてあります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任致します。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定致します。

(6) 会計監査人が受けた過去 2 年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

処分対象

太陽有限責任監査法人

処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制及び方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ()法令・定款及び社会規範を遵守するための行動指針を、「コンプライアンス基本規程」の中で定め、当社が拠り所とする倫理的価値観を明示する。
- ()当社のコンプライアンス活動に関する基本的事項を「コンプライアンス基本規程」として定める。
- ()取締役会の諮問機関として外部識者を1名以上メンバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの全般についての協議、意思決定を行う。
- ()常勤の取締役1名を「チーフ・コンプライアンス・オフィサー」として選任し、コンプライアンスに関する業務執行を担任させる。
- ()「コンプライアンス委員会」の下に、実務を推進する機関として、「リスク管理小委員会」、「ＩＳＭＳ委員会」を設置する。

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ()代表取締役は、情報管理基準を定め、これにより、次に定める「文書又は電磁的記録」(以下、「文書」という。)を関連資料と共に保存及び管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・コンプライアンス委員会議事録
 - ・税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - ・その他情報管理基準に定める文書
- ()前記()に定める文書の保管期間は、10年間とする。保管場所は情報管理基準に定めるところによる。ただし、取締役又は監査等委員会から閲覧の要請がある場合、要請の日から3日以内に閲覧が可能となるものでなくてはならない。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ()リスク管理に関する基本的事項を定め、当社グループがリスク管理体制の強化・充実を図ることにより、経営の健全性と収益の安定的増大を確保し、ステークホルダーからの信任を得ることを目的として、リスク管理規程を定める。
- ()事業活動及び業務プロセスに係わる損失の危険を継続的にコントロールするため「リスク管理小委員会」及び「ISMS委員会」を設置する。
- ()コンプライアンス、環境、災害、品質、交通事故、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ()取締役及び執行役員は、全社的に共有する目標を定め、その浸透を図ると共に中期経営計画を策定する。
- ()取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- ()各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ()各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、月次の業績をITを積極的に活用したシステムにより迅速な管理会計としてデータ化し、経営会議又は取締役会に報告する。
- ()取締役会又は経営会議は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役及び執行役員に、目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ()前記()の議論を踏まえ、各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ()チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、組織横断的なコンプライアンス活動の日常業務を統括する事務局を設置する。
- ()事務局は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、組織横断的なコンプライアンス活動を推進する。
- ()定期的な教育・研修の機会を設ける。
- ()法令違反やコンプライアンス上の問題行為ないしそれと疑わしい行為を発見したものが懸念なく通報できる内部通報制度を運用する。
- ()内部監査室は、内部統制・コンプライアンス体制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善を促す。また、内部監査の独立性と牽制機能を強化するために代表取締役に直属する組織として独立する。

当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ()「コンプライアンス委員会」は、当社及びグループ各社間で内部統制に関する協議、情報共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ()当社の取締役、執行役員及びグループ各社の社長は、各部門(各社)の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。
- ()当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、前記()の「コンプライアンス委員会」及び前記()の責任者に報告し、「コンプライアンス委員会」は必要に応じて、各部門(各社)における内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ()財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制を整備する。
- ()資産の取得、使用、処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は設置せず、必要に応じて監査等委員会から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査室が、監査等委員会の職務を補助するものとする。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属部門責任者等の指揮命令を受けない。

取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は監査等委員会に対して法令の事項に加え、全社的(当社及び当社グループ)に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行役員、同取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を定期的に、また監査等委員会が必要と認める場合は別途隨時に設けると共に、代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力との関係遮断を法令遵守に関わる重大な問題としてとらえ、社内規程等に明文の根拠を設けると共に、当該勢力への対応は、担当者や担当部署だけに任せずに、経営者以下、組織全体として対応する。

反社会的勢力による被害を防止するための基本原則を以下の通り定める。

- ()反社会的勢力による不当要求は拒絶し、対応する従業員の安全を確保する。
- ()反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察及び弁護士等の専門機関と緊密な連携を構築する。
- ()反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたず、取引開始後、契約者等が当該勢力と判明した場合は速やかに関係を解消する措置を講じる。
- ()反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対応を講じる。
- ()反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための取引には応じない。
- ()反社会的勢力への資金提供は行わない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ()反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための観点から、組織全体で対応することを目的とした社内規程等を整備する。
- ()対応マニュアルを作成・整備すると共に、弁護士等外部の専門機関に速やかに相談できる関係を強化する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には経営計画発表会を開催し、社員に向けて、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が社内及び社外窓口へ直接通報できる内部通報制度を設置し、同制度の内容は、年4回開催されるコンプライアンス委員会にて報告・審議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化及び設備投資等に備えた内部留保を確保しつつ、株主の皆様に継続的な配当を実施することを基本方針としております。内部留保の充実を図った後に、総合的に勘案しながら、連結配当性向40%以上を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施する予定であります。

なお、会社法第459条に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款規定を設けており、配当の決定機関を取締役会としております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,019,400	流 動 負 債	13,635,950
現 金 及 び 預 金	6,213,931	買 買 掛 金	1,274,988
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	547,869	才 一 ク シ ョ ン 借 勘 定	8,765,057
才 一 ク シ ョ ン 貸 勘 定	3,238,769	関 係 会 社 短 期 借 入 金	2,202,000
棚 卸 資 産	394,166	未 払 金	446,666
前 払 費 用	890,322	未 払 費 用	150,840
立 替 金	562,992	未 払 法 人 税	490,810
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,460,000	預 金	72,684
未 収 消 費 税 等	2,077,150	前 受 収 益	11,856
そ の 他	274,777	賞 賞 引 当 金	197,073
貸 倒 引 当 金	640,579	そ の 他	23,972
固 定 資 産	13,262,709	固 定 負 債	1,871,172
有 形 固 定 資 産	389,116	退 職 給 付 引 当 金	1,208,061
建 物	161,470	株 式 給 付 引 当 金	171,605
車両 運 搬 具	45,380	そ の 他	491,505
工 具 、 器 具 及 び 備 品	182,265	負 債 合 計	15,507,122
無 形 固 定 資 産	1,472,450	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ウ イ ア	1,468,742	株 主 資 本	18,368,796
そ の 他	3,708	資 本 金	1,807,303
投 資 そ の 他 の 資 産	11,401,142	資 本 剰 余 金	4,533,903
投 資 有 債 証 券	1,262,307	資 本 準 備 金	4,248,514
関 係 会 社 株 式	7,878,464	そ の 他 資 本 剰 余 金	285,388
関 係 会 社 出 資 金	605,580	利 益 剰 余 金	13,617,568
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	960	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,617,568
破 産 更 生 債 権 等	98,877	繰 越 利 益 剰 余 金	13,617,568
長 期 前 払 費 用	62,309	自 己 株 式	1,589,978
繰 延 税 金 資 産	833,606	評 価 ・ 換 算 差 額 等	406,191
敷 金 及 び 保 証 金	492,563	そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	406,191
そ の 他	271,025	純 資 産 合 計	18,774,987
貸 倒 引 当 金	104,551	負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,282,110
資 産 合 計	34,282,110		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024 年 1 月 1 日から
(2024 年 12 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,458,403
売 上 原 価	9,450,027
売 上 総 利 益	9,008,375
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,864,666
営 業 利 益	3,143,708
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	43,858
受 取 配 当 金	220,291
為 替 差 益	115,782
業 務 受 託 料	57,582
そ の 他	16,276
	453,791
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,169
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	164,666
そ の 他	173
	173,009
経 常 利 益	3,424,490
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	19,291
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,014
関 係 会 社 清 算 益	6,545
	29,851
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	150,000
	150,000
税 引 前 当 期 純 利 益	3,304,342
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	929,497
法 人 税 等 調 整 額	172,652
	756,844
当 期 純 利 益	2,547,497

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	緑越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,807,303	4,248,514	-	4,248,514	12,441,532	12,441,532
当期変動額						
剰余金の配当					1,371,462	1,371,462
当期純利益					2,547,497	2,547,497
自己株式の取得						
自己株式の処分			285,388	285,388		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	285,388	285,388	1,176,035	1,176,035
当期末残高	1,807,303	4,248,514	285,388	4,533,903	13,617,568	13,617,568

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,628,338	16,869,012	257,603	257,603	17,126,615
当期変動額					
剰余金の配当		1,371,462			1,371,462
当期純利益		2,547,497			2,547,497
自己株式の取得	742,946	742,946			742,946
自己株式の処分	781,306	1,066,695			1,066,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			148,587	148,587	148,587
当期変動額合計	38,360	1,499,784	148,587	148,587	1,648,371
当期末残高	1,589,978	18,368,796	406,191	406,191	18,774,987

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、貯蔵品については、移動平均法または先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～38年

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によってあります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によってあります。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生事業年度から費用処理しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規定に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債

務の見込額に基づき見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) オンラインオークション

当社は、インターネットを利用したオークションを主催、運営しています。オークション取引が成立した時点で、出品者と落札者の取引を仲介する履行義務が充足されると判断しており、オークション取引が成立した時点で、手数料を収益として認識しております。手数料は、取引価格に一定の料率を乗じて設定、もしくは、取扱品目、会員種別、出品者・落札者の種別等に応じた定額の価格を設定しております。

また、当社は、オークション・プラットフォームを顧客に提供しています。オークション・プラットフォームの提供は、日常的・反復的なサービスに該当し、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、オークションサービスを利用できる期間に亘り、利用料を収益として認識しております。

(2) ライブ中継オークション

主に四輪事業において、当社が業者間取引の市場である現車オークション会場と提携し、現車オークション会場が主催するオークションを中継するサービスを提供しています。顧客が商材を落札した時点で、オークションを中継するサービスの履行義務が充足されると判断しており、顧客が商材を落札した時点で、手数料を収益として認識しております。手数料は、提携会場が定める落札料、会員種別に応じた定額の価格を設定しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社投融資の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	7,878,464千円
関係会社出資金	605,580千円
関係会社短期貸付金	7,460,000千円
貸倒引当金	619,519千円
関係会社株式評価損	150,000千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式および関係会社出資金の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理をおこなっております。

また、取得時の純資産に加え、取得時に見込んでいた事業計画に基づく超過収益力を加味してその取得原価を決定している場合には、取得時に認識した超過収益力が毀損していないかどうか取得時の事業計画の達成状況を確認すること等により、減損処理の要否を検討しております。

関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

関係会社株式、関係会社出資金及び関係会社貸付金の評価については、関係会社の事業計画を基礎として検討しておりますが、当該計画は売上成長率等の主要な仮定が用いられております。当該仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. オークション貸勘定及びオークション借勘定

オークション貸勘定及びオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権及び債務であり、その主なものは、立替及び預り商品代金、未収成約料及び落札料収入、未収出品料、検査料収入等であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	898,838千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,078,531千円
長期金銭債権	- 千円
短期金銭債務	3,024,848千円
長期金銭債務	107,765千円
4. コミットメントライン契約	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。	
当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
貸出コミットメント総額	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円
差引額	2,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	379,526千円
売上原価	6,673,216千円
販売費及び一般管理費	948,380千円
営業取引以外の取引による取引高	881,586千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,107,316	107	234,490	872,933

- (注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、従業員に対する株式報酬として200株、新株予約権行使による自己株式の処分57,600株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分4,000株、株式給付信託(BBT-RS)から役員に対する株式給付172,690株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(BBT-RS)の株式(当期首256,300株、当期末369,910株)が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、退職給付引当金、貸倒引当金、減価償却限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額であります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株オークネット・コンシューマープロダクツ	(所有)直接 100.0	オークション業務の委託 役員の兼任	オークション業務の委託 (注1)	3,275,683	買掛金	283,542
子会社	株オークネット・アイビース	(所有)直接 100.0	オークションシステムの保守・改修業務の委託 資金の貸付 役員の兼任	利息の受け取り (注2)	2,999	関係会社短期貸付金 (注3)	500,000
子会社	JBTV株	(所有)直接 100.0	オークションの運用及び付帯業務の委託 資金の借入 役員の兼任	資金の返済 利息の支払い (注2)	200,000 2,651	関係会社短期借入金	402,000
子会社	株ギャラリーレア	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受け取り (注2)	300,000 400,000 22,932	関係会社短期貸付金	3,900,000
子会社	株カーサル	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	債権放棄 利息の受け取り (注2,4)	700,000 3,144	-	-
子会社	株デファクトスタンダード	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り (注2)	2,200,000 8,872	関係会社短期貸付金	2,200,000
子会社	JOYLAB株	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り (注2)	500,000 2,016	関係会社短期貸付金	500,000
子会社	株アイオーク	(所有)直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い (注2)	1,000,000 3,065	関係会社短期借入金	1,000,000
子会社	株オーク・ファニシャル・パートナーズ	(所有)直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い (注2)	500,000 1,532	関係会社短期借入金	500,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	フレックス株	(被所有)直接 0.0	株式の購入 役員の兼任	株式の購入 (注5)	987,772	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。
 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し、交渉の上決定しております。
 3. 子会社への貸付金に対し、499,475千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において64,050千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 4. 株カーサルは子会社でありましたが、2024年12月13日付で清算結了したことにより、子会社から除外しております。
 なお、清算結了に伴い、同社に対する短期貸付金700,000千円を債権放棄いたしました。
 5. 株式の取得価額は、公平性・妥当性を確保するため第三者算定機関による株式価値の算定結果を勘案し、相手先との交渉を経て決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	藤崎清孝	被所有 (0.77)	当社取締役	ストックオプションの行使(注)2	11,971	-	-

(注)1.取引金額には消費税等を含めておりません。

2.2015年6月30日取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(1)株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 785円88銭

1株当たり当期純利益 107円02銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は307,306株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単価当たりの金額を引き下げるにより、個人投資家をはじめとする投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1)株式分割の方法

2025年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,763,200株
株式分割により増加する株式数	24,763,200株
株式分割後の発行済株式総数	49,526,400株

(3)分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日(金)
分割の基準日	2025年3月31日(月)
分割の効力発生日	2025年4月1日(火)

(4)1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、次の通りであります。

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	542.04円
1株当たり当期純利益	94.22円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	93.95円

(5)その他

今回の株式分割に際して、発行可能株式総数及び資本金の額の変更はありません。

(自己株式取得に係る事項の決定)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上と、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,430,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.89%)
(3) 株式の取得価額の総額	4,500百万円（上限）
(4) 取得期間	2025年2月18日～2025年2月20日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
(6) その他	上記以外の必要事項に関する一切の決定については、当社代表取締役社長に一任

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、従業員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入し、下記のとおり、オークネットグループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1)処分期日	2025年4月16日
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式 109,012.5株（注1）（注3）
(3)処分価額	1株につき2,670円（注2）（注3）
(4)処分総額	291,063,375円（注1）
(5)処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 (オークネットグループ従業員持株会 109,012.5株)
(6)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注1）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本スキームの対象となり得る当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）最大1,119名に対して、当社が定める従業員区分に応じて規定する1名あたりの付与株式数（パターンA：最大387名200株、パターンB：最大599名50株、

パターンC：最大133名12.5株）に応じて付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員である本持株会の会員の数に応じて確定します。

（注2）2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。なお、当社は、2025年2月14日に、「2024年12月期決算短信（日本基準）（連結）」等を公表していること、及び「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」を適時開示し、2025年2月18日から20日までの間に自己株式の取得を予定していることから、当該公表及び開示に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2025年2月21日（以下「条件決定日」といいます。）に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i)2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,669円と(ii)条件決定日の前営業日（2025年2月20日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額（但し、一の位が0又は2の整数倍でない場合は1円を加算した金額）を当社普通株式の処分価額として決定いたします。

（注3）2025年2月14日開催の取締役会において、2025年3月31日を基準日、2025年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うことを決議いたしました。そのため、処分する株式数は、本株式分割の効力発生後に218,025株となり、本自己株式処分により処分されます。なお、処分価額は、本株式分割の効力発生後に株式分割の割合に応じ、調整いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、対象従業員に対する福利厚生の増進策として、本持株会を通じて、当社が処分する当社普通株式を取得させる機会を創出することによって、財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本スキームの導入を決定いたしました。

【会計監査人の監査報告書】

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社オークネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久塚 清憲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石川 資樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オークネットの2024年1月1日から2024年12月31までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年2月14日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書】

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、重点監査項目に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社オーケネット 監査等委員会

常勤監査等委員	佐藤 俊司
監査等委員（社外取締役）	上西 郁夫
監査等委員（社外取締役）	半田 未知

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2025 年 11 月 17 日
株式会社オークネット・アグリビジネス

2025年11月17日

株式会社オークネット・アグリビジネス
代表取締役社長 尾崎 進

株式会社オークネット・アグリビジネス（以下「当社」といいます。）は、株式会社オークネット（以下「AUC」といいます。）株式会社オークネット・モーターサイクル（以下「AMC」といいます。）株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ（以下「ACP」といいます。）及び株式会社オークネットメディカル（以下「AMD」といいます。）との間で締結した2025年11月1日付吸收合併契約書に基づき、2025年12月31日を効力発生日として、AUCを吸收合併存続会社、当社、AMC、ACP及びAMDを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸收合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容（会社法第782条第1項）

当社とAUC、AMC、ACP及びAMDが締結した2025年11月1日付吸收合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1号）

AUCは、当社の発行済株式の全てを保有しているため、本件吸收合併に際して株式その他の財産の交付及び割当てを行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第4号）

AUCの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

6. 吸收合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第182条第4号）

該当事項はありません。

7 . 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象(会社法施行規則第 182 条第 4 号)

該当事項はありません。

8 . 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 5 号)

本件吸収合併後の AUC の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の AUC の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、AUC の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件吸収合併後における AUC の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸收合併契約の内容

吸收合併契約書

株式会社オークネット（以下「甲」という。） 株式会社オークネット・コンシユーマープロダクツ（以下「乙」という。） 株式会社オークネット・モーターサイクル（以下「丙」という。） 株式会社オークネット・アグリビジネス（以下「丁」という。） 及び株式会社オークネットメディカル（以下「戊」という。）は、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第10条（吸收合併）

甲、乙、丙、丁及び戊は、本契約の定めるところに従い、それぞれ、甲を吸收合併存続会社、乙、丙、丁及び戊を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下総称して「本吸收合併」という。）を行い、甲が乙、丙、丁及び戊の権利義務の一切を承継する。

第11条（当事会社の商号及び住所）

甲、乙、丙、丁及び戊の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（吸收合併存続会社）

商号：株式会社オークネット

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（2）乙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・コンシユーマープロダクツ

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（3）丙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・モーターサイクル

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（4）丁（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・アグリビジネス

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（5）戊（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネットメディカル

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

第12条（合併対価）

甲は、乙、丙、丁及び戊の発行済株式の全てを保有しているため、本吸收合併に際して株式その他の財産の交付及び割当てを行わない。

第13条(資本金及び準備金の額に関する事項)

甲は、本吸收合併に際して資本金及び準備金の額を変動させない。

第14条(効力発生日)

本吸收合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月31日とする。ただし、本吸收合併に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第15条(株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸收合併を行う。
2. 乙、丙、丁及び戊は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸收合併を行う。

第16条(善管注意義務)

甲、乙、丙、丁及び戊は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、これを行う。

第17条(本契約の変更等)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙、丁又は戊の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸收合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、本吸收合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第18条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸收合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、書面により本書5通を作成または本書を電磁的に作成し、各当事者の適格に授権された者により署名捺印またはこれに代わる電磁的処理を施し、その書面各1通または電磁的記録を各自保管する。

2025年11月1日

甲 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット
代表取締役社長 CEO 藤崎 慎一郎

乙 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ
代表取締役社長 斎藤 康人

丙 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・モーターサイクル
代表取締役社長 藤原 啓介

丁 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・アグリビジネス
代表取締役社長 尾崎 進

戊 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネットメディカル
代表取締役社長 藤崎 真弘

別紙2 AUC 最終事業年度に係る計算書類等

事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは、「価値あるモノを、地球規模で循環させる～Circulation Engine.」をサステナビリティポリシーと掲げ、循環型マーケットの構築に取り組んでいます。市場に出た価値あるモノを停滞させることなく循環させる仕組みづくりに寄与し、持続可能な社会に貢献する企業として、社会的価値、経済的価値の更なる向上に努めております。

2022年5月に策定した、中期経営計画「Blue Print 2025」では、当社独自の指標である「Gross Circulation Value/総循環型流通価値」を始め、EBITDA、ROE、配当性向の4つを重要経営指標としました。「Blue Print 2025」をもとに、既存事業のシェア拡大やパートナーとの提携及び新規事業の創出を推進し、更なる会員制ネットワークの拡大や流通形態の多様化を目指してまいりました。

このような計画に基づき、事業を推進した結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上高は55,910,315千円（前年同期比29.1%増）、営業利益は7,005,060千円（前年同期比5.1%増）、経常利益は7,207,758千円（前年同期比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,485,496千円（前年同期比2.7%増）となりました。

事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは、「価値あるモノを、地球規模で循環させる～Circulation Engine.」をサステナビリティポリシーと掲げ、循環型マーケットの構築に取り組んでいます。市場に出た価値あるモノを停滞させることなく循環させる仕組みづくりに寄与し、持続可能な社会に貢献する企業として、社会的価値、経済的価値の更なる向上に努めております。

2022年5月に策定した、中期経営計画「Blue Print 2025」では、当社独自の指標である「Gross Circulation Value/総循環型流通価値」を始め、EBITDA、ROE、配当性向の4つを重要経営指標としました。「Blue Print 2025」をもとに、既存事業のシェア拡大やパートナーとの提携及び新規事業の創出を推進し、更なる会員制ネットワークの拡大や流通形態の多様化を目指してまいりました。

このような計画に基づき、事業を推進した結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上高は55,910,315千円（前年同期比29.1%増）、営業利益は7,005,060千円（前年同期比5.1%増）、経常利益は7,207,758千円（前年同期比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,485,496千円（前年同期比2.7%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

なお、当連結会計年度の期首より、当社の事業戦略に適したポートフォリオに組み替えることを目的としてセグメントを変更しています。従来の「デジタルプロダクト事業」及び「ファッショナリセール事業（旧コンシューマープロダクト事業）」を統合し「ライフスタイルプロダクトセグメント」としました。また、従来の「オートモビル事業」及び「その他」に含まれていた「モーターサイクル事業」を統合し「モビリティ＆エネルギーセグメント」としました。

また、従来セグメント共通費用は調整額に計上しておりましたが、当連結会計年度の期首からの報告セグメント変更を契機として、各報告セグメントの事業運営に貢献するコストについては、一定の合理的な基準で配賦することとした方がより効果的な業績評価が可能になると判断し、当該共通費用を各報告セグメントに配賦する方法に変更しております。

以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

（ライフスタイルプロダクツセグメント）

当セグメントは、デジタルプロダクツ事業及びファッショナリセール事業で構成されています。

デジタルプロダクツ事業

デジタルプロダクツ事業は、中古スマートフォン・中古PC等の中古デジタル機器のオークション及び消費者向けを含む流通に付随するサービスを展開しています。

国内サプライヤーの増加及び連携強化や取引拡大に伴い流通台数が増加したほか、新オークションシステムの定着による利便性の向上や円安の影響も相まって、取扱高が前年同期比で増加しました。

また、商品化オペレーションの効率化やデジタルマーケティングを活用した会員の獲得など、更なるプラットフォームの強化に向けた投資に注力しました。

ファッショナリセール事業

ファッショナリセール事業は、バッグ、時計、貴金属、衣類等の主にブランド品のオークション及び消費者向けを含む流通に付随するサービスを展開しています。なお、第2四半期連結会計期間の期首より、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社を連結対象としており、2社の業績を含めています。

BtoB事業では、平均成約単価は軟調に推移したものの、既存会員への利用促進施策を実行した影響により、出品点数、成約点数が共に増加した結果、取扱高が拡大しました。また、新規会員サポートの充実や海外拠点における営業施策など、新規会員獲得に注力した結果、国内外の会員数が堅調に推移しました。

C向け事業では、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社を連結子会社化したことにより取扱高が拡大した一方、インバウンド需要の低下や一部高額商品の販売不振の影響により、軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は38,486,668千円（前年同期比42.0%増）、営業利益は5,362,723千円（前年同期比1.6%減）となりました。

(モビリティ＆エネルギー・セグメント)

当セグメントは、オートモビル事業及びモーターサイクル事業で構成されています。

オートモビル事業

オートモビル事業は、中古車オークション（1）、共有在庫市場（2）、ライブ中継オークション（3）、落札代行サービス（4）及び車両検査サービス（5）等を展開しています。

当事業と関連の深い自動車業界では、当連結会計年度の新車登録台数（6）は、前年同期比7.5%減の442万台、中古車の登録台数（7）は、同1.0%増の649万台、中古車オークション市場の出品台数（8）は、同5.7%減の751万台、成約台数（8）は、同2.0%増の528万台となりました。

落札代行サービスが継続して好調であることに加え、輸出業者会員の利用促進や、共有在庫と落札代行サービスの連携強化により、自社オークション及び共有在庫の落札台数が増加しました。中古車需要が高く、平均成約単価が継続して上昇した影響も相まって、取扱高は増加しました。

また、年間を通して中古車情報誌認定検査の需要が高く検査台数が継続して増加したことにより、車両検査サービスは好調に推移しました。



モーターサイクル事業

モーターサイクル事業は、中古バイクオークション（ 1 ）、共有在庫市場（ 2 ）、落札代行サービス（ 4 ）、車両検査サービス（ 5 ）、レンタルサービス及び個人向けサブスクリプションサービスを展開しています。

大手国内販売店や輸出業者会員の落札台数が増加したほか、中古車同様、中古バイクの需要も継続して高く、平均成約単価が上昇したことにより、取扱高は好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,700,816千円（前年同期比9.8%増）、営業利益は3,682,944千円（前年同期比23.6%増）となりました。

- （ 1 ）中古車・中古バイクオークションとは、当社が主催するオンラインで行う会員制のリアルタイムの中古車・中古バイクオークションのことです。
- （ 2 ）共有在庫市場とは、当社の会員ネットワークを活用し、会員が所有する中古車・中古バイクの店頭在庫の情報を会員間で共有し取引する市場のことです。
- （ 3 ）ライブ中継オークションとは、当社が業者間取引の市場である現車オークション会場と提携し、現車オークション会場が主催するオークションを中継するサービスのことです。
- （ 4 ）落札代行サービスとは、株式会社アイオークが業者間取引の市場である現車オークション会場等に出品される中古車・中古バイクの落札・出品・決済・輸送の代行を行うサービスのことです。
- （ 5 ）車両検査サービスとは、株式会社AISが中古車両の検査及び車両検査技能に関する研修を行うサービスのことです。
- （ 6 ）一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計資料より
- （ 7 ）一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計資料及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会の統計資料より
- （ 8 ）2024年ユーストカー総合版+輸出相場版より
- （ 9 ）中古自動車及び中古バイク検査台数の合算値です。

その他 Other

当事業は、花きのオークション、サーティーワンマース事業及び海外事業等で構成されています。

当連結会計年度の売上高（セグメント間の内部売上高を含む。）は3,055,863千円（前年同期比2.1%減）、営業損失は362,368千円（前年同期は営業損失364,251千円）となりました。

取扱状況

内 容	期 別		第 16 期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第 17 期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	前年同期比
	取 扱 高	流 通 台 数	会 員 数	会 員 数	
ライフスタイルプロダクツセグメント					
デジタルプロダクツ事業	取 扱 高		42,394百万円	49,003百万円	15.6%
	流 通 台 数		1,578,371台	1,658,721台	5.1%
	会 員 数		1,779会員	2,037会員	14.5%
ファッショナリセール事業	B to B 事 業	取 扱 高	44,063百万円	52,017百万円	18.1%
		出 品 点 数	1,066,733点	1,274,771点	19.5%
		成約点数(1)	715,832点	848,756点	18.6%
	会 員 数	4,862会員	5,871会員	20.8%	
C 向 け 事 業		取 扱 高	11,692百万円	17,848百万円	52.6%
モビリティ&エネルギーセグメント					
オートモビル事業	オークション関連	取 扱 高	442,137百万円	499,499百万円	13.0%
		総成約・落札台数	502,616台	524,057台	4.3%
	会 費	会 員 数	15,142会員	15,501会員	2.4%
検 査 料		検査台数(2)	1,262,908台	1,396,305台	10.6%
モーター サイクル事業	オークション関連	取 扱 高	8,077百万円	10,872百万円	34.6%
		総成約・落札台数	26,384台	29,679台	12.5%
	会 費	会 員 数	2,624会員	2,622会員	0.1%
その他		取 扱 高	12,620百万円	12,228百万円	3.1%
その他	取 扱 高				

(1) 2024年第1四半期より、AUC BRAND MALLの成約点数を含めて開示しております。

(2) 中古自動車及び中古バイク検査台数の合算値です。

(2) 設備投資の状況

当期において実施致しました設備投資の総額は1,422百万円で、主な設備投資の内容は、社内システムの基盤構築及びオーケーションシステムのリニューアル等です。

(3) 資金調達の状況

当期における設備投資等は、すべて自己資金で行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

1. 経営方針

当社グループは、「本物のサービスとは何か」を常に追求していく「本物主義」を理念とし、業界の発展並びに社会生活の向上に貢献することを目指しています。この理念のもと、「運営ノウハウ」、「情報の信頼性」、「最適なシステム」、「会員制ネットワーク」をコアコンピタンスとし、事業展開を積極的に推進してまいりました。今後もその範囲を広げて更なる成長を目指すべく、国内のみならず海外にも積極的に活動の範囲を広げ、業容の拡大に努めていきます。

2. 経営環境

雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな景気回復が続くことが期待される一方、ロシア・ウクライナ情勢や中東地域をめぐる情勢、米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響に留意する必要があります。

3. 対処すべき課題

中期経営計画「Blue Print 2027」の推進

当社グループは、世界中のパートナー企業と共にサーキュラーエコノミーの未来を創造することを目指し、中期経営計画「Blue Print 2027」の達成に向け、安定した事業基盤のもと持続的成長を加速させ、次のステージに向けた更なる経営基盤の拡充を目指します。

「長期目標」

GCV 1兆円

当社独自の指標であるGCV (Gross Circulation Value) を重要経営指標の一つとし、経済及び環境に与える影響をモニタリングしていきます。今後のリユース市場の拡大を踏まえ、SDGs企業としての優位性を活かし、循環型流通の拡大により長期的な目標としてGCV 1兆円を目指します。

「中期定量目標」

EBITDA100億円

・ライフスタイルプロダクツセグメント

デジタルプロダクツ事業においてはGIGAスクール端末の取り込みによる取扱規模の増加、ファッショナリセール事業においてはグループの機能統合による効率化や、更なるグローバルネットワークの拡大により成長を目指します。

・モビリティ＆エネルギーセグメント

検査体制の強化や中古車オークションの拡大など、着実な成長を目指すほか、EVの普及に備え、EVバッテリーのリパーアスや検査体制の確立を積極的に推進します。

・M&A及び人的資本への投資

M&Aを実施する体制及び実施後の管理体制を強化し、EBITDA目標への確実な貢献を目指すと共に、将来の事業成長に備え、積極的に人的資本への投資を行います。

ROE15～20%

ROE15～20%を目標とし、2027年までの維持を目指します。資本コストを意識しつつ、積極的な投資による成長を実現し、持続的な企業価値向上を目指します。

配当性向40%以上

将来の事業展開と経営体質の強化及び設備投資等に備えた内部留保を確保しつつ、連結配当性向40%以上を基本として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施します。

(8) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

(単位:千円)

期別 区分	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第15期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第16期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第17期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	36,710,088	40,455,750	43,303,979	55,910,315
経常利益	6,113,012	6,699,838	6,755,781	7,207,758
親会社株主に帰属する当期純利益	3,625,527	4,346,059	4,368,973	4,485,496
1株当たり当期純利益(円)	130.56	159.48	175.79	188.44
総資産	36,822,846	37,348,660	37,664,151	44,040,655
純資産	22,701,956	22,911,231	22,310,994	26,166,242
1株当たり純資産(円)	802.38	862.24	936.82	1,084.08

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当連結会計年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は、307,306株であります。

4. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

当社の財産及び損益の状況

(単位:千円)

期別 区分	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第15期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第16期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第17期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	16,073,171	15,832,067	16,294,674	18,458,403
経常利益	3,361,734	6,135,672	7,218,043	3,424,490
当期純利益	1,933,309	4,769,072	6,136,481	2,547,497
1株当たり当期純利益(円)	69.62	175.00	246.90	107.02
総資産	26,679,694	26,961,884	29,385,129	34,282,110
純資産	15,221,520	15,728,131	17,126,615	18,774,987
1株当たり純資産(円)	547.21	602.35	723.99	785.88

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は、307,306株であります。

4. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(9) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社AIS	千円 100,000	82.0%	中古車・中古バイクの車両検査及び査定業務の運営
株式会社アイオーク	千円 100,000	100.0%	中古車・中古バイクのオークションにおける出品代行、落札代行業務
株式会社オーク・フィナンシャル・パートナーズ	千円 10,000	100.0%	保証サービス関連商品の提供
AUCNET DIGITAL PRODUCTS USA, LLC.	千米ドル 100	100.0%	米国スマートフォン事業の戦略拠点
株式会社オークネット・モーターサイクル	千円 30,000	100.0%	中古バイクオークションの運営
株式会社オークネット・アグリビジネス	千円 30,000	100.0%	花きオークションの運営
株式会社オークネット・コンシユーマーブログ	千円 30,000	100.0%	ブランド品等オークションの運営
JBTV株式会社	千円 100,000	100.0%	通信、運営保守及びBPOサービスの提供
AUCNET HK LIMITED	千米ドル 3,201	100.0%	中国及び東南アジアの戦略拠点
株式会社オークネット・メディカル	千円 59,500	100.0%	中古医療機器オークションの運営
株式会社オークネット・アイビーエス	千円 30,000	100.0%	Web関連システムソリューション事業
Aucnet USA, LLC.	千米ドル 16,500	100.0%	米国の戦略拠点
株式会社メルジア	千円 100,000	98.9%	医療情報動画コンテンツサービスの提供
AUCNET CONSUMER PRODUCTS USA, LLC.	千米ドル 1,000	100.0%	ブランド品の流通
株式会社東京砧花き園芸市場	千円 100,000	100.0%	花きオークションの運営
株式会社ギャラリーレア	千円 40,000	100.0%	海外ブランド衣料雑貨、服飾雑貨の輸入及び販売
株式会社グランブーケ大多喜	千円 100,000	90.9%	花き及び農産物の各種生産仕入販売輸出入
Aucnet Europe ApS	EUR 7,362	100.0%	ブランド品の流通
株式会社デファクトスタンダード	千円 100,000	100.0%	ブランド買取サイトの運営、服飾雑貨の販売
JOYLAB株式会社	千円 60,000	100.0%	酒類の買取及び販売

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含んであります。

2. 当社は、2024年4月30日付で株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたします。

3. 株式会社カーセンは2024年9月30日付で解散を決議し、2024年12月13日付で清算結了いたしました

特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社プランコ・ジャパン	千円 10,000	20.0%	データ消去ソフトの販売及び関連サービス
株式会社MOTA	千円 100,000	21.0%	自動車DX事業、不動産DX事業

(注) 株式会社MOTAにつきましては、一部株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めること
といったしました。

(10) 主要な事業内容

当社は、循環型マーケットデザインカンパニーとして、中古車、中古デジタル機器、ブランド品、花き、中古バイク、中古医療機器などのオンラインオークション、及び流通に付随するサービスを提供しております。

(11) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減()
1,060名	182名

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が182名増加しておりますが、主として株式会社デファクトスタンダードと
JOYLAB 株式会社が連結子会社となったことによるものであります。

当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減()	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
336名	45名	41.6歳	10.0年

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。
2. 従業員数増加の主な理由は、事業成長を推し進めるためのDX・IT人財の増強によるものです。

(12) 主要拠点等

本 社	東京都港区北青山二丁目5番8号
北海道エリアオフィス	北海道北広島市新富町西二丁目1番14
東北エリアオフィス	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目16番6号
首都圏エリアオフィス	東京都港区北青山二丁目5番8号
中部エリアオフィス	愛知県名古屋市東区葵一丁目1番22号
関西エリアオフィス	大阪府吹田市豊津町2番30号
西部エリアオフィス	福岡県小郡市上岩田1095番地6

(注)2025年3月1日をもって、東北エリアオフィスは宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番61号へ移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項(2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,763,200株(自己株式503,023株を含む。)
- (3) 株主数 9,417名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
フレックスコーポレーション株式会社	9,354,930株	38.56%
株式会社Blue Peak	2,421,470株	9.98%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,592,600株	6.56%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,354,400株	5.58%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,296,000株	5.34%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	1,032,487株	4.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	894,800株	3.69%
株式会社ナマイ・アセットマネジメント	700,000株	2.89%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENON TREATY CLIENTS ACCOUN	604,100株	2.49%
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	369,910株	1.52%

- (注) 1. 当社は、自己株式503,023株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は株式給付信託(BBT-RS)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が369,910株を所有しておりますが、上記自己株式には含めておりません。
3. フレックスコーポレーション株式会社および株式会社ナマイ・アセットマネジメントならびに株式会社Blue Peakは、創業家の資産管理会社であります。
4. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式1,296,000株は、株式会社オリエントコーポレーションがみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は、株式会社オリエントコーポレーションが留保しております。
5. 2024年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社ヴァレックパートナーズの2024年1月4日現在の保有株式数合計が3,495,400株(持株比率14.12%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
6. 2024年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフエムアールエルエルシー(FMR LLC)の2024年5月15日現在の保有株式数合計が1,669,037株(持株比率6.74%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	81,912株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、株式給付信託（BBT-RS）に基づく追加信託のため、以下のとおり株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分をしております。

処分対象株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	286,300株
処分価額の総額	742,662,200円
処分期日	2024年5月30日

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、株式付与のため、以下のとおり自己株式を処分しております。

処分対象株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	4,200株
処分価額の総額	10,894,800円
処分期間	2024年5月30日～2024年7月1日

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式の取得を決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,430,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.89%)
株式の取得価額の総額	4,500,000,000円（上限）
取得期間	2025年2月18日～2025年2月20日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、2025年3月31日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の保有する普通株式1株を2株に分割する株式分割を決議しております。

当決議の効力発生日である2025年4月1日付の発行済株式総数は49,526,400株となる予定であります。

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、従業員持株会を通じた株式付与のため、以下のとおり自己株式の処分を決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
処分する株式の数	109,012.5株
処分価格	1株につき2,670円
処分総額	291,063,375円
処分期日	2025年4月16日

（注）2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2015年6月30日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額 払込を要しない

新株予約権の行使価額 1個につき68,671円

新株予約権の行使条件

イ 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ロ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

ハ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権の行使期間 2017年7月11日から2025年6月10日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数		保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	158個	普通株式	31,600株	1人
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-	-	-
取締役 (監査等委員)	-	-	-	-

(注) 2015年7月10日開催の取締役会決議により、2015年7月29日付で1株を10株に株式分割致しました。2016年6月21日開催の取締役会決議により、2016年7月31日付で1株を20株に株式分割致しました。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法の規定に基づき現に発行している新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
株主総会決議日	2015年6月19日	2015年12月11日
新株予約権の数	355個	370個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	71,000株	7,400株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使価額(円)	344	405
新株予約権の行使期間	自2017年7月11日 至2025年6月10日	自2017年12月26日 至2025年11月25日
新株予約権の発行日	2015年7月10日	2015年12月25日

- (注) 1. 2015年7月10日開催の取締役会決議により、2015年7月29日付で1株を10株に株式分割致しました。2016年6月21日開催の取締役会決議により、2016年7月31日付で1株を20株に株式分割致しました。これにより第1回新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株となります。第2回新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株となります。
2. 新株予約権の行使価額は、1株あたりの金額となります。
3. 2024年12月31日現在の状況となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名		地位及び担当並びに重要な兼職の状況
藤崎 清孝		取締役会長
藤崎 慎一郎		代表取締役社長CEO・社長執行役員 全部署統括 モビリティ&エネルギー部門DM
瀧川 正靖		取締役・専務執行役員 事業統括部門DM
谷口 博樹		取締役・専務執行役員CFO コーポレート部門DM
梅野 晴一郎	社外 独立	取締役
牧 俊夫	社外 独立	取締役
塚本 恵	社外 独立	取締役
佐藤 俊司		取締役(監査等委員)
上西 郁夫	社外 独立	取締役(監査等委員)
半田 未知	社外 独立	取締役(監査等委員) コントロールソリューションズ(株)代表取締役社長

- (注) 1. 梅野 晴一郎氏、牧 俊夫氏、塚本 恵氏、上西 郁夫氏及び半田 未知氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、梅野 晴一郎氏、牧 俊夫氏、塚本 恵氏、上西 郁夫氏及び半田 未知氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 永島 久直氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を退任しております。
4. 佐藤 俊司氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会で新たに取締役(監査等委員)に就任致しました。
5. 監査等委員である取締役の半田 未知氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 半田 未知氏が代表取締役社長を務めるコントロールソリューションズ(株)と当社の間に特別の利害関係はありません。
7. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐藤 俊司氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としてあります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。被保険者の範囲は以下のとおりであります。なお、その保険料については全額当社が負担しております。

- ・当社及び当社の子会社の取締役、執行役員等

(4) 取締役の報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名報酬委員会の審議を経たうえで、2021年2月19日開催の取締役会において決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経験に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、他社の動向等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、「事業年度の成果としての連結営業利益の目標値に対する達成度合いを反映した短期的な貢献に対する現金報酬としての賞与」、「事業年度の貢献度合いに加えて企業価値の持続的な向上を図る中期的な非金銭報酬等としての譲渡制限（3年間）付株式給付」及び「在任期間中の地位・役職・業績達成度等に応じたポイント付与により、ポイントに応じた株式を退任時に給付する長期的な貢献度合いに対する非金銭報酬等としての株式給付信託（BBT-RS）」で構成しております。額又は数の決定にあたっては、各事業年度の連結営業利益目標値の達成率により、月例の固定報酬に対する支給基準値となる月数を設け、個人別の定量的・定性的な業績評価指標に応じて算出された額又は数を算定し、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定し、毎年一定の時期に支給及び給付することとしております。なお、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を考慮しながら、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定することとしており、報酬等の種類ごとの比率の標準的な目安は、基本報酬：業績連動報酬（賞与）：業績連動報酬（非金銭報酬等）= 7：1：2程度しております。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の月額報酬及び賞与の報酬総額は、2016年3月29日開催の第8回定時株主総会にて年額500百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内。ただし、使用人給与は含まないものとします。）と定めており、当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、2024年3月26日開催の第16回定時株主総会にて、業績連動型株式報酬制度の一部内容を変更しており、その内容は、それまでの業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））と譲渡制限付株式報酬制度（RS）を統合し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」として一本化しております。なお、本制度に基づく報酬額の上限は、1事業年度当たり60,000ポイント、BBT-RS制度に基づき取得する株式の上限は180,000株と定められています。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬額は、2016年3月29日開催の第8回定時株主総会決議において年額100百万円以内としており、当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

取締役の個人別の報酬等についての内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議に基づき代表取締役社長CEO・社長執行役員藤崎慎一郎がその具体的な内容について委任を受けて各取締役の基本報酬を決定することとしており、これらの権限を委任した理由は、当社全体を取り巻く環境や経営状況、業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の定量的・定性的な評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。指名報酬委員会では、各取締役の基本報酬の額、各取締役の事業年度の目標値に対する達成度合いによる賞与額並びに非金銭報酬としての譲渡制限付株式の割当株式数及び株式給付信託（BBT-RS）の業績係数を審議し、取締役会に答申をすることとしております。

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、上記の手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）			
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬				
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	289,302 (18,000)	163,500 (18,000)	43,600 (-)	82,202 (-)	8 (3)			
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	27,600 (14,400)	27,600 (14,400)	- (-)	- (-)	4 (2)			
合計		316,902	191,100	43,600	82,202			
(注) 1. 業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、各事業年度の連結営業利益であります。業績指標として当該業績指標を選定した理由は、全ての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからであります。当事業年度における当期の連結営業利益の状況は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載の通りであります。								
2. 非金銭報酬には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金41,168千円、及び譲渡制限付株式報酬41,033千円が含まれております。								

(注) 1. 業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、各事業年度の連結営業利益であります。業績指標として当該業績指標を選定した理由は、全ての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからであります。当事業年度における当期の連結営業利益の状況は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載の通りであります。

2. 非金銭報酬には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金41,168千円、及び譲渡制限付株式報酬41,033千円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先である法人等と当社との関係

前記(1)取締役の氏名等をご参照ください。

なお、社外取締役の兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
梅野 晴一郎	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中16回(89%)出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、適宜発言を行っております。
牧 俊夫	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中18回(100%)出席し、主に通信事業やネットワークサービスに関する業務を通じて培ってきた経験と企業経営の見地から経営全般にわたり、適宜発言を行っております。
塚本 恵	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中18回(100%)出席し、主にIT分野の企業や海外企業での業務を通じて培ってきた経験・知識と、企業経営の見地から適宜発言を行っております。
上西 郁夫	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回(94%)出席し、監査等委員会には、15回中15回(100%)出席し、主に金融業務を通じて培ってきた知識・見地から適宜発言を行っております。
半田 未知	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回(94%)出席し、監査等委員会には、15回中14回(93%)出席し、主に公認会計士としての専門知識を活かし、適宜発言を行っております。

当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

事業報告記載事項に関する意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人(太陽有限責任監査法人)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって会計監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としてあります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任致します。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定致します。

(6) 会計監査人が受けた過去 2 年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

処分対象

太陽有限責任監査法人

処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 法令・定款及び社会規範を遵守するための行動指針を、「コンプライアンス基本規程」の中で定め、当社が拠り所とする倫理的価値観を明示する。
- () 当社のコンプライアンス活動に関する基本的事項を「コンプライアンス基本規程」として定める。
- () 取締役会の諮問機関として外部識者を1名以上メンバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの全般についての協議、意思決定を行う。
- () 常勤の取締役1名を「チーフ・コンプライアンス・オフィサー」として選任し、コンプライアンスに関する業務執行を担任させる。
- () 「コンプライアンス委員会」の下に、実務を推進する機関として、「リスク管理小委員会」、「ISM委員会」を設置する。

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- () 代表取締役は、情報管理基準を定め、これにより、次に定める「文書又は電磁的記録」(以下、「文書」という。)を関連資料と共に保存及び管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・コンプライアンス委員会議事録
 - ・税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - ・その他情報管理基準に定める文書
- () 前記()に定める文書の保管期間は、10年間とする。保管場所は情報管理基準に定めるところによる。ただし、取締役又は監査等委員会から閲覧の要請がある場合、要請の日から3日以内に閲覧が可能となるものでなくてはならない。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ()リスク管理に関する基本的事項を定め、当社グループがリスク管理体制の強化・充実を図ることにより、経営の健全性と収益の安定的増大を確保し、ステークホルダーからの信任を得ることを目的として、リスク管理規程を定める。
- ()事業活動及び業務プロセスに係わる損失の危険を継続的にコントロールするため「リスク管理小委員会」及び「ISMS委員会」を設置する。
- ()コンプライアンス、環境、災害、品質、交通事故、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ()取締役及び執行役員は、全社的に共有する目標を定め、その浸透を図ると共に中期経営計画を策定する。
- ()取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- ()各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ()各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、月次の業績をITを積極的に活用したシステムにより迅速な管理会計としてデータ化し、経営会議又は取締役会に報告する。
- ()取締役会又は経営会議は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役及び執行役員に、目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ()前記()の議論を踏まえ、各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ()チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、組織横断的なコンプライアンス活動の日常業務を統括する事務局を設置する。
- ()事務局は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、組織横断的なコンプライアンス活動を推進する。
- ()定期的な教育・研修の機会を設ける。
- ()法令違反やコンプライアンス上の問題行為ないしそれと疑わしい行為を発見したものが懸念なく通報できる内部通報制度を運用する。
- ()内部監査室は、内部統制・コンプライアンス体制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善を促す。また、内部監査の独立性と牽制機能を強化するために代表取締役に直属する組織として独立する。

当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ()「コンプライアンス委員会」は、当社及びグループ各社間で内部統制に関する協議、情報共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ()当社の取締役、執行役員及びグループ各社の社長は、各部門（各社）の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。
- ()当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、前記()の「コンプライアンス委員会」及び前記()の責任者に報告し、「コンプライアンス委員会」は必要に応じて、各部門（各社）における内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ()財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制を整備する。
- ()資産の取得、使用、処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は設置せず、必要に応じて監査等委員会から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査室が、監査等委員会の職務を補助するものとする。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属部門責任者等の指揮命令を受けない。

取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は監査等委員会に対して法令の事項に加え、全社的（当社及び当社グループ）に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行役員、同取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を定期的に、また監査等委員会が必要と認める場合は別途隨時に設けると共に、代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力との関係遮断を法令遵守に関わる重大な問題としてとらえ、社内規程等に明文の根拠を設けると共に、当該勢力への対応は、担当者や担当部署だけに任せずに、経営者以下、組織全体として対応する。

反社会的勢力による被害を防止するための基本原則を以下の通り定める。

- ()反社会的勢力による不当要求は拒絶し、対応する従業員の安全を確保する。
- ()反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察及び弁護士等の専門機関と緊密な連携を構築する。
- ()反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたず、取引開始後、契約者等が当該勢力と判明した場合は速やかに関係を解消する措置を講じる。
- ()反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対応を講じる。
- ()反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための取引には応じない。
- ()反社会的勢力への資金提供は行わない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ()反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための観点から、組織全体で対応することを目的とした社内規程等を整備する。
- ()対応マニュアルを作成・整備すると共に、弁護士等外部の専門機関に速やかに相談できる関係を強化する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には経営計画発表会を開催し、社員に向けて、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が社内及び社外窓口へ直接通報できる内部通報制度を設置し、同制度の内容は、年4回開催されるコンプライアンス委員会にて報告・審議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化及び設備投資等に備えた内部留保を確保しつつ、株主の皆様に継続的な配当を実施することを基本方針としております。内部留保の充実を図った後に、総合的に勘案しながら、連結配当性向40%以上を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施する予定であります。

なお、会社法第459条に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款規定を設けており、配当の決定機関を取締役会としております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,019,400	流 動 負 債	13,635,950
現 金 及 び 預 金	6,213,931	買 掛 金	1,274,988
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	547,869	才 一 ク シ ョ ン 借 勘 定	8,765,057
才 一 ク シ ョ ン 貸 勘 定	3,238,769	関 係 会 社 短 期 借 入 金	2,202,000
棚 卸 資 産	394,166	未 払 金	446,666
前 払 費 用	890,322	未 払 費 用	150,840
立 替 金	562,992	未 払 法 人 税 等	490,810
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,460,000	預 金	72,684
未 収 消 費 税 等	2,077,150	前 受 金	11,856
そ の 他	274,777	賞 与 金	197,073
貸 倒 引 当 金	640,579	そ の 他	23,972
固 定 資 産	13,262,709	固 定 負 債	1,871,172
有 形 固 定 資 産	389,116	退 職 給 付 引 当 金	1,208,061
建 物	161,470	株 式 給 付 引 当 金	171,605
車 両 運 搬 具	45,380	そ の 他	491,505
工 具 、 器 具 及 び 備 品	182,265	負 債 合 計	15,507,122
無 形 固 定 資 産	1,472,450	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ア	1,468,742	株 主 資 本	18,368,796
そ の 他	3,708	資 本 金	1,807,303
投 資 そ の 他 の 資 産	11,401,142	資 本 剰 余 金	4,533,903
投 資 有 価 証 券	1,262,307	資 本 準 備 金	4,248,514
関 係 会 社 株 式	7,878,464	そ の 他 資 本 剰 余 金	285,388
関 係 会 社 出 資 金	605,580	利 益 剰 余 金	13,617,568
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	960	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,617,568
破 産 更 生 債 権 等	98,877	繰 越 利 益 剰 余 金	13,617,568
長 期 前 払 費 用	62,309	自 己 株 式	1,589,978
繰 延 税 金 資 産	833,606	評 価 ・ 換 算 差 額 等	406,191
敷 金 及 び 保 証 金	492,563	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	406,191
そ の 他	271,025	純 資 産 合 計	18,774,987
貸 倒 引 当 金	104,551	負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,282,110
資 産 合 計	34,282,110		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2024年1月1日から
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,458,403
売 上 原 価	9,450,027
売 上 総 利 益	9,008,375
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,864,666
営 業 利 益	3,143,708
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	43,858
受 取 配 当 金	220,291
為 替 差 益	115,782
業 務 受 託 料	57,582
そ の 他	16,276
	453,791
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,169
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	164,666
そ の 他	173
	173,009
經 常 利 益	3,424,490
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	19,291
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,014
関 係 会 社 清 算 益	6,545
	29,851
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 價 損	150,000
	150,000
税 引 前 当 期 純 利 益	3,304,342
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	929,497
法 人 税 等 調 整 額	172,652
	756,844
当 期 純 利 益	2,547,497

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2024年1月1日から
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,807,303	4,248,514	-	4,248,514	12,441,532	12,441,532
当期変動額						
剰余金の配当					1,371,462	1,371,462
当期純利益					2,547,497	2,547,497
自己株式の取得						
自己株式の処分			285,388	285,388		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	285,388	285,388	1,176,035	1,176,035
当期末残高	1,807,303	4,248,514	285,388	4,533,903	13,617,568	13,617,568

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,628,338	16,869,012	257,603	257,603	17,126,615
当期変動額					
剰余金の配当		1,371,462			1,371,462
当期純利益		2,547,497			2,547,497
自己株式の取得	742,946	742,946			742,946
自己株式の処分	781,306	1,066,695			1,066,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			148,587	148,587	148,587
当期変動額合計	38,360	1,499,784	148,587	148,587	1,648,371
当期末残高	1,589,978	18,368,796	406,191	406,191	18,774,987

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、貯蔵品については、移動平均法または先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～38年

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生事業年度から費用処理しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規定に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) オンラインオークション

当社は、インターネットを利用したオークションを主催、運営しています。オークション取引が成立した時点で、出品者と落札者の取引を仲介する履行義務が充足されると判断しており、オークション取引が成立した時点で、手数料を収益として認識しております。手数料は、取引価格に一定の料率を乗じて設定、もしくは、取扱品目、会員種別、出品者・落札者の種別等に応じた定額の価格を設定しております。

また、当社は、オークション・プラットフォームを顧客に提供しています。オークション・プラットフォームの提供は、日常的・反復的なサービスに該当し、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、オークションサービスを利用できる期間に亘り、利用料を収益として認識しております。

(2) ライブ中継オークション

主に四輪事業において、当社が業者間取引の市場である現車オークション会場と提携し、現車オークション会場が主催するオークションを中継するサービスを提供しています。顧客が商材を落札した時点で、オークションを中継するサービスの履行義務が充足されると判断しており、顧客が商材を落札した時点で、手数料を収益として認識しております。手数料は、提携会場が定める落札料、会員種別に応じた定額の価格を設定しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社投融資の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	7,878,464千円
関係会社出資金	605,580千円
関係会社短期貸付金	7,460,000千円
貸倒引当金	619,519千円
関係会社株式評価損	150,000千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式および関係会社出資金の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理をおこなっております。

また、取得時の純資産に加え、取得時に見込んでいた事業計画に基づく超過収益力を加味してその取得原価を決定している場合には、取得時に認識した超過収益力が毀損していないかどうか取得時の事業計画の達成状況を確認すること等により、減損処理の要否を検討しております。

関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

関係会社株式、関係会社出資金及び関係会社貸付金の評価については、関係会社の事業計画を基礎として検討しておりますが、当該計画は売上成長率等の主要な仮定が用いられております。当該仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. オークション貸勘定及びオークション借勘定

オークション貸勘定及びオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権及び債務であり、その主なものは、立替及び預り商品代金、未収成約料及び落札料収入、未収出品料、検査料収入等であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	898,838千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,078,531千円
長期金銭債権	- 千円
短期金銭債務	3,024,848千円
長期金銭債務	107,765千円
4. コミットメントライン契約	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。	
当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
貸出コミットメント総額	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円
差引額	2,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	379,526千円
売上原価	6,673,216千円
販売費及び一般管理費	948,380千円
営業取引以外の取引による取引高	881,586千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,107,316	107	234,490	872,933

- (注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、従業員に対する株式報酬として200株、新株予約権行使による自己株式の処分57,600株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分4,000株、株式給付信託(BBT-RS)から役員に対する株式給付172,690株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(BBT-RS)の株式(当期首256,300株、当期末369,910株)が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、退職給付引当金、貸倒引当金、減価償却限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額であります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株オークネット・コンシューマープロダクツ	(所有)直接 100.0	オークション業務の委託 役員の兼任	オークション業務の委託 (注1)	3,275,683	買掛金	283,542
子会社	株オークネット・アイビース	(所有)直接 100.0	オークションシステムの保守・改修業務の委託 資金の貸付 役員の兼任	利息の受け取り (注2)	2,999	関係会社 短期貸付金 (注3)	500,000
子会社	JBTV株	(所有)直接 100.0	オークションの運用及び付帯業務の委託 資金の借入 役員の兼任	資金の返済 利息の支払い (注2)	200,000 2,651	関係会社 短期借入金	402,000
子会社	株ギャラリーレア	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受け取り (注2)	300,000 400,000 22,932	関係会社 短期貸付金	3,900,000
子会社	株カーセル	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	債権放棄 利息の受け取り (注2,4)	700,000 3,144	-	-
子会社	株デファクトスタンダード	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り (注2)	2,200,000 8,872	関係会社 短期貸付金	2,200,000
子会社	JOYLAB株	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り (注2)	500,000 2,016	関係会社 短期貸付金	500,000
子会社	株アイオーク	(所有)直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い (注2)	1,000,000 3,065	関係会社 短期借入金	1,000,000
子会社	株オーク・ファニシャル・パートナーズ	(所有)直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い (注2)	500,000 1,532	関係会社 短期借入金	500,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	フレックス株	(被所有)直接 0.0	株式の購入 役員の兼任	株式の購入 (注5)	987,772	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。
 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し、交渉の上決定しております。
 3. 子会社への貸付金に対し、499,475千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において64,050千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 4. 株カーセルは子会社でありましたが、2024年12月13日付で清算結了したことにより、子会社から除外しております。
 なお、清算結了に伴い、同社に対する短期貸付金700,000千円を債権放棄いたしました。
 5. 株式の取得価額は、公平性・妥当性を確保するため第三者算定機関による株式価値の算定結果を勘案し、相手先との交渉を経て決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	藤崎清孝	被所有 (0.77)	当社取締役	ストックオプションの行使(注)2	11,971	-	-

(注)1.取引金額には消費税等を含めておりません。

2.2015年6月30日取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(1)株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 785円88銭

1株当たり当期純利益 107円02銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は307,306株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単価当たりの金額を引き下げるにより、個人投資家をはじめとする投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1)株式分割の方法

2025年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,763,200株
株式分割により増加する株式数	24,763,200株
株式分割後の発行済株式総数	49,526,400株

(3)分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日(金)
分割の基準日	2025年3月31日(月)
分割の効力発生日	2025年4月1日(火)

(4)1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、次の通りであります。

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	542.04円
1株当たり当期純利益	94.22円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	93.95円

(5)その他

今回の株式分割に際して、発行可能株式総数及び資本金の額の変更はありません。

(自己株式取得に係る事項の決定)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上と、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,430,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.89%)
(3) 株式の取得価額の総額	4,500百万円（上限）
(4) 取得期間	2025年2月18日～2025年2月20日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
(6) その他	上記以外の必要事項に関する一切の決定については、当社代表取締役社長に一任

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、従業員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入し、下記のとおり、オークネットグループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1)処分期日	2025年4月16日
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式 109,012.5株（注1）（注3）
(3)処分価額	1株につき2,670円（注2）（注3）
(4)処分総額	291,063,375円（注1）
(5)処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 (オークネットグループ従業員持株会 109,012.5株)
(6)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注1）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本スキームの対象となり得る当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）最大1,119名に対して、当社が定める従業員区分に応じて規定する1名あたりの付与株式数（パターンA：最大387名200株、パターンB：最大599名50株、

パターンC：最大133名12.5株）に応じて付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員である本持株会の会員の数に応じて確定します。

（注2）2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。なお、当社は、2025年2月14日に、「2024年12月期決算短信（日本基準）（連結）」等を公表していること、及び「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」を適時開示し、2025年2月18日から20日までの間に自己株式の取得を予定していることから、当該公表及び開示に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2025年2月21日（以下「条件決定日」といいます。）に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i)2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,669円と(ii)条件決定日の前営業日（2025年2月20日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額（但し、一の位が0又は2の整数倍でない場合は1円を加算した金額）を当社普通株式の処分価額として決定いたします。

（注3）2025年2月14日開催の取締役会において、2025年3月31日を基準日、2025年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うことを決議いたしました。そのため、処分する株式数は、本株式分割の効力発生後に218,025株となり、本自己株式処分により処分されます。なお、処分価額は、本株式分割の効力発生後に株式分割の割合に応じ、調整いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、対象従業員に対する福利厚生の増進策として、本持株会を通じて、当社が処分する当社普通株式を取得させる機会を創出することによって、財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本スキームの導入を決定いたしました。

【会計監査人の監査報告書】

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社オークネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久塚 清憲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石川 資樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オークネットの2024年1月1日から2024年12月31までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年2月14日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【監査等委員会の監査報告書】

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、重点監査項目に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社オーケネット 監査等委員会

常勤監査等委員	佐藤 俊司
監査等委員（社外取締役）	上西 郁夫
監査等委員（社外取締役）	半田 未知

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2025 年 11 月 17 日
株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ

2025年11月17日

株式会社オーケネット・コンシユーマープロダクツ

代表取締役社長 斎藤 康人

株式会社オーケネット・コンシユーマープロダクツ（以下「当社」といいます。）は、株式会社オーケネット（以下「AUC」といいます。）株式会社オーケネット・モーターサイクル（以下「AMC」といいます。）株式会社オーケネット・アグリビジネス（以下「AAG」といいます。）及び株式会社オーケネットメディカル（以下「AMD」といいます。）との間で締結した2025年11月1日付吸收合併契約書に基づき、2025年12月31日を効力発生日として、AUCを吸收合併存続会社、当社、AMC、AAG及びAMDを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸收合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容（会社法第782条第1項）

当社とAUC、AMC、AAG及びAMDが締結した2025年11月1日付吸收合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1号）

AUCは、当社の発行済株式の全てを保有しているため、本件吸收合併に際して株式その他の財産の交付及び割当てを行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第4号）

AUCの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

6. 吸收合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第182条第4号）

該当事項はありません。

7 . 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象(会社法施行規則第 182 条第 4 号)

該当事項はありません。

8 . 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 5 号)

本件吸収合併後の AUC の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の AUC の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、AUC の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件吸収合併後における AUC の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸收合併契約の内容

吸收合併契約書

株式会社オークネット（以下「甲」という。） 株式会社オークネット・コンシユーマープロダクツ（以下「乙」という。） 株式会社オークネット・モーターサイクル（以下「丙」という。） 株式会社オークネット・アグリビジネス（以下「丁」という。） 及び株式会社オークネットメディカル（以下「戊」という。）は、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第19条（吸收合併）

甲、乙、丙、丁及び戊は、本契約の定めるところに従い、それぞれ、甲を吸收合併存続会社、乙、丙、丁及び戊を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下総称して「本吸收合併」という。）を行い、甲が乙、丙、丁及び戊の権利義務の一切を承継する。

第20条（当事会社の商号及び住所）

甲、乙、丙、丁及び戊の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（吸收合併存続会社）

商号：株式会社オークネット

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（2）乙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・コンシユーマープロダクツ

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（3）丙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・モーターサイクル

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（4）丁（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・アグリビジネス

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（5）戊（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネットメディカル

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

第21条（合併対価）

甲は、乙、丙、丁及び戊の発行済株式の全てを保有しているため、本吸收合併に際して株式その他の財産の交付及び割当てを行わない。

第22条(資本金及び準備金の額に関する事項)

甲は、本吸收合併に際して資本金及び準備金の額を変動させない。

第23条(効力発生日)

本吸收合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月31日とする。ただし、本吸收合併に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第24条(株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸收合併を行う。
2. 乙、丙、丁及び戊は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸收合併を行う。

第25条(善管注意義務)

甲、乙、丙、丁及び戊は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、これを行う。

第26条(本契約の変更等)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙、丁又は戊の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸收合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、本吸收合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第27条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸收合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、書面により本書5通を作成または本書を電磁的に作成し、各当事者の適格に授権された者により署名捺印またはこれに代わる電磁的処理を施し、その書面各1通または電磁的記録を各自保管する。

2025年11月1日

甲 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット
代表取締役社長 CEO 藤崎 慎一郎

乙 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ
代表取締役社長 斎藤 康人

丙 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・モーターサイクル
代表取締役社長 藤原 啓介

丁 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・アグリビジネス
代表取締役社長 尾崎 進

戊 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネットメディカル
代表取締役社長 藤崎 真弘

別紙2 AUC 最終事業年度に係る計算書類等

事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは、「価値あるモノを、地球規模で循環させる～Circulation Engine.」をサステナビリティポリシーと掲げ、循環型マーケットの構築に取り組んでいます。市場に出た価値あるモノを停滞させることなく循環させる仕組みづくりに寄与し、持続可能な社会に貢献する企業として、社会的価値、経済的価値の更なる向上に努めております。

2022年5月に策定した、中期経営計画「Blue Print 2025」では、当社独自の指標である「Gross Circulation Value/総循環型流通価値」を始め、EBITDA、ROE、配当性向の4つを重要経営指標としました。「Blue Print 2025」をもとに、既存事業のシェア拡大やパートナーとの提携及び新規事業の創出を推進し、更なる会員制ネットワークの拡大や流通形態の多様化を目指してまいりました。

このような計画に基づき、事業を推進した結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上高は55,910,315千円（前年同期比29.1%増）、営業利益は7,005,060千円（前年同期比5.1%増）、経常利益は7,207,758千円（前年同期比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,485,496千円（前年同期比2.7%増）となりました。

事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは、「価値あるモノを、地球規模で循環させる～Circulation Engine.」をサステナビリティポリシーと掲げ、循環型マーケットの構築に取り組んでいます。市場に出た価値あるモノを停滞させることなく循環させる仕組みづくりに寄与し、持続可能な社会に貢献する企業として、社会的価値、経済的価値の更なる向上に努めております。

2022年5月に策定した、中期経営計画「Blue Print 2025」では、当社独自の指標である「Gross Circulation Value/総循環型流通価値」を始め、EBITDA、ROE、配当性向の4つを重要経営指標としました。「Blue Print 2025」をもとに、既存事業のシェア拡大やパートナーとの提携及び新規事業の創出を推進し、更なる会員制ネットワークの拡大や流通形態の多様化を目指してまいりました。

このような計画に基づき、事業を推進した結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上高は55,910,315千円（前年同期比29.1%増）、営業利益は7,005,060千円（前年同期比5.1%増）、経常利益は7,207,758千円（前年同期比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,485,496千円（前年同期比2.7%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

なお、当連結会計年度の期首より、当社の事業戦略に適したポートフォリオに組み替えることを目的としてセグメントを変更しています。従来の「デジタルプロダクト事業」及び「ファッショナリセール事業（旧コンシューマープロダクト事業）」を統合し「ライフスタイルプロダクトセグメント」としました。また、従来の「オートモビル事業」及び「その他」に含まれていた「モーターサイクル事業」を統合し「モビリティ＆エネルギーセグメント」としました。

また、従来セグメント共通費用は調整額に計上しておりましたが、当連結会計年度の期首からの報告セグメント変更を契機として、各報告セグメントの事業運営に貢献するコストについては、一定の合理的な基準で配賦することとした方がより効果的な業績評価が可能になると判断し、当該共通費用を各報告セグメントに配賦する方法に変更しております。

以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

（ライフスタイルプロダクツセグメント）

当セグメントは、デジタルプロダクツ事業及びファッショナリセール事業で構成されています。

デジタルプロダクツ事業

デジタルプロダクツ事業は、中古スマートフォン・中古PC等の中古デジタル機器のオークション及び消費者向けを含む流通に付随するサービスを展開しています。

国内サプライヤーの増加及び連携強化や取引拡大に伴い流通台数が増加したほか、新オークションシステムの定着による利便性の向上や円安の影響も相まって、取扱高が前年同期比で増加しました。

また、商品化オペレーションの効率化やデジタルマーケティングを活用した会員の獲得など、更なるプラットフォームの強化に向けた投資に注力しました。

ファッショナリセール事業

ファッショナリセール事業は、バッグ、時計、貴金属、衣類等の主にブランド品のオークション及び消費者向けを含む流通に付随するサービスを展開しています。なお、第2四半期連結会計期間の期首より、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社を連結対象としており、2社の業績を含めています。

BtoB事業では、平均成約単価は軟調に推移したものの、既存会員への利用促進施策を実行した影響により、出品点数、成約点数が共に増加した結果、取扱高が拡大しました。また、新規会員サポートの充実や海外拠点における営業施策など、新規会員獲得に注力した結果、国内外の会員数が堅調に推移しました。

C向け事業では、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社を連結子会社化したことにより取扱高が拡大した一方、インバウンド需要の低下や一部高額商品の販売不振の影響により、軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は38,486,668千円（前年同期比42.0%増）、営業利益は5,362,723千円（前年同期比1.6%減）となりました。

(モビリティ＆エネルギー・セグメント)

当セグメントは、オートモビル事業及びモーターサイクル事業で構成されています。

オートモビル事業

オートモビル事業は、中古車オークション（1）、共有在庫市場（2）、ライブ中継オークション（3）、落札代行サービス（4）及び車両検査サービス（5）等を展開しています。

当事業と関連の深い自動車業界では、当連結会計年度の新車登録台数（6）は、前年同期比7.5%減の442万台、中古車の登録台数（7）は、同1.0%増の649万台、中古車オークション市場の出品台数（8）は、同5.7%減の751万台、成約台数（8）は、同2.0%増の528万台となりました。

落札代行サービスが継続して好調であることに加え、輸出業者会員の利用促進や、共有在庫と落札代行サービスの連携強化により、自社オークション及び共有在庫の落札台数が増加しました。中古車需要が高く、平均成約単価が継続して上昇した影響も相まって、取扱高は増加しました。

また、年間を通して中古車情報誌認定検査の需要が高く検査台数が継続して増加したことにより、車両検査サービスは好調に推移しました。



モーターサイクル事業

モーターサイクル事業は、中古バイクオークション（ 1 ）、共有在庫市場（ 2 ）、落札代行サービス（ 4 ）、車両検査サービス（ 5 ）、レンタルサービス及び個人向けサブスクリプションサービスを展開しています。

大手国内販売店や輸出業者会員の落札台数が増加したほか、中古車同様、中古バイクの需要も継続して高く、平均成約単価が上昇したことにより、取扱高は好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,700,816千円（前年同期比9.8%増）、営業利益は3,682,944千円（前年同期比23.6%増）となりました。

- （ 1 ）中古車・中古バイクオークションとは、当社が主催するオンラインで行う会員制のリアルタイムの中古車・中古バイクオークションのことです。
- （ 2 ）共有在庫市場とは、当社の会員ネットワークを活用し、会員が所有する中古車・中古バイクの店頭在庫の情報を会員間で共有し取引する市場のことです。
- （ 3 ）ライブ中継オークションとは、当社が業者間取引の市場である現車オークション会場と提携し、現車オークション会場が主催するオークションを中継するサービスのことです。
- （ 4 ）落札代行サービスとは、株式会社アイオークが業者間取引の市場である現車オークション会場等に出品される中古車・中古バイクの落札・出品・決済・輸送の代行を行うサービスのことです。
- （ 5 ）車両検査サービスとは、株式会社AISが中古車両の検査及び車両検査技能に関する研修を行うサービスのことです。
- （ 6 ）一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計資料より
- （ 7 ）一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計資料及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会の統計資料より
- （ 8 ）2024年ユーストカー総合版+輸出相場版より
- （ 9 ）中古自動車及び中古バイク検査台数の合算値です。

その他 Other

当事業は、花きのオークション、サーティーワンマース事業及び海外事業等で構成されています。

当連結会計年度の売上高（セグメント間の内部売上高を含む。）は3,055,863千円（前年同期比2.1%減）、営業損失は362,368千円（前年同期は営業損失364,251千円）となりました。

取扱状況

内 容	期 別		第 16 期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第 17 期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	前年同期比
	取 扱 高	流 通 台 数	会 員 数	会 員 数	
ライフスタイルプロダクツセグメント					
デジタルプロダクツ事業	取 扱 高		42,394百万円	49,003百万円	15.6%
	流 通 台 数		1,578,371台	1,658,721台	5.1%
	会 員 数		1,779会員	2,037会員	14.5%
ファッショナリセール事業	B to B 事 業	取 扱 高	44,063百万円	52,017百万円	18.1%
		出 品 点 数	1,066,733点	1,274,771点	19.5%
		成約点数(1)	715,832点	848,756点	18.6%
	会 員 数	4,862会員	5,871会員	20.8%	
C 向 け 事 業		取 扱 高	11,692百万円	17,848百万円	52.6%
モビリティ&エネルギーセグメント					
オートモビル事業	オークション関連	取 扱 高	442,137百万円	499,499百万円	13.0%
		総成約・落札台数	502,616台	524,057台	4.3%
	会 費	会 員 数	15,142会員	15,501会員	2.4%
検 査 料		検査台数(2)	1,262,908台	1,396,305台	10.6%
モーター サイクル事業	オークション関連	取 扱 高	8,077百万円	10,872百万円	34.6%
		総成約・落札台数	26,384台	29,679台	12.5%
	会 費	会 員 数	2,624会員	2,622会員	0.1%
その他		取 扱 高	12,620百万円	12,228百万円	3.1%
その他	取 扱 高				

(1) 2024年第1四半期より、AUC BRAND MALLの成約点数を含めて開示しております。

(2) 中古自動車及び中古バイク検査台数の合算値です。

(2) 設備投資の状況

当期において実施致しました設備投資の総額は1,422百万円で、主な設備投資の内容は、社内システムの基盤構築及びオーケーションシステムのリニューアル等です。

(3) 資金調達の状況

当期における設備投資等は、すべて自己資金で行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

1. 経営方針

当社グループは、「本物のサービスとは何か」を常に追求していく「本物主義」を理念とし、業界の発展並びに社会生活の向上に貢献することを目指しています。この理念のもと、「運営ノウハウ」、「情報の信頼性」、「最適なシステム」、「会員制ネットワーク」をコアコンピタンスとし、事業展開を積極的に推進してまいりました。今後もその範囲を広げて更なる成長を目指すべく、国内のみならず海外にも積極的に活動の範囲を広げ、業容の拡大に努めていきます。

2. 経営環境

雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな景気回復が続くことが期待される一方、ロシア・ウクライナ情勢や中東地域をめぐる情勢、米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響に留意する必要があります。

3. 対処すべき課題

中期経営計画「Blue Print 2027」の推進

当社グループは、世界中のパートナー企業と共にサーキュラーエコノミーの未来を創造することを目指し、中期経営計画「Blue Print 2027」の達成に向け、安定した事業基盤のもと持続的成長を加速させ、次のステージに向けた更なる経営基盤の拡充を目指します。

「長期目標」

GCV 1兆円

当社独自の指標であるGCV (Gross Circulation Value) を重要経営指標の一つとし、経済及び環境に与える影響をモニタリングしていきます。今後のリユース市場の拡大を踏まえ、SDGs企業としての優位性を活かし、循環型流通の拡大により長期的な目標としてGCV 1兆円を目指します。

「中期定量目標」

EBITDA100億円

・ライフスタイルプロダクツセグメント

デジタルプロダクツ事業においてはGIGAスクール端末の取り込みによる取扱規模の増加、ファッショナリセール事業においてはグループの機能統合による効率化や、更なるグローバルネットワークの拡大により成長を目指します。

・モビリティ＆エネルギーセグメント

検査体制の強化や中古車オークションの拡大など、着実な成長を目指すほか、EVの普及に備え、EVバッテリーのリパーアスや検査体制の確立を積極的に推進します。

・M&A及び人的資本への投資

M&Aを実施する体制及び実施後の管理体制を強化し、EBITDA目標への確実な貢献を目指すと共に、将来の事業成長に備え、積極的に人的資本への投資を行います。

ROE15～20%

ROE15～20%を目標とし、2027年までの維持を目指します。資本コストを意識しつつ、積極的な投資による成長を実現し、持続的な企業価値向上を目指します。

配当性向40%以上

将来の事業展開と経営体質の強化及び設備投資等に備えた内部留保を確保しつつ、連結配当性向40%以上を基本として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施します。

(8) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

(単位:千円)

期別 区分	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第15期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第16期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第17期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	36,710,088	40,455,750	43,303,979	55,910,315
経常利益	6,113,012	6,699,838	6,755,781	7,207,758
親会社株主に帰属する当期純利益	3,625,527	4,346,059	4,368,973	4,485,496
1株当たり当期純利益(円)	130.56	159.48	175.79	188.44
総資産	36,822,846	37,348,660	37,664,151	44,040,655
純資産	22,701,956	22,911,231	22,310,994	26,166,242
1株当たり純資産(円)	802.38	862.24	936.82	1,084.08

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当連結会計年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は、307,306株であります。

4. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

当社の財産及び損益の状況

(単位:千円)

期別 区分	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第15期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第16期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第17期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	16,073,171	15,832,067	16,294,674	18,458,403
経常利益	3,361,734	6,135,672	7,218,043	3,424,490
当期純利益	1,933,309	4,769,072	6,136,481	2,547,497
1株当たり当期純利益(円)	69.62	175.00	246.90	107.02
総資産	26,679,694	26,961,884	29,385,129	34,282,110
純資産	15,221,520	15,728,131	17,126,615	18,774,987
1株当たり純資産(円)	547.21	602.35	723.99	785.88

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は、307,306株であります。

4. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(9) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社AIS	千円 100,000	82.0%	中古車・中古バイクの車両検査及び査定業務の運営
株式会社アイオーク	千円 100,000	100.0%	中古車・中古バイクのオークションにおける出品代行、落札代行業務
株式会社オーク・フィナンシャル・パートナーズ	千円 10,000	100.0%	保証サービス関連商品の提供
AUCNET DIGITAL PRODUCTS USA, LLC.	千米ドル 100	100.0%	米国スマートフォン事業の戦略拠点
株式会社オークネット・モーターサイクル	千円 30,000	100.0%	中古バイクオークションの運営
株式会社オークネット・アグリビジネス	千円 30,000	100.0%	花きオークションの運営
株式会社オークネット・コンシユーマーブログ	千円 30,000	100.0%	ブランド品等オークションの運営
JBTV株式会社	千円 100,000	100.0%	通信、運営保守及びBPOサービスの提供
AUCNET HK LIMITED	千米ドル 3,201	100.0%	中国及び東南アジアの戦略拠点
株式会社オークネット・メディカル	千円 59,500	100.0%	中古医療機器オークションの運営
株式会社オークネット・アイビーエス	千円 30,000	100.0%	Web関連システムソリューション事業
Aucnet USA, LLC.	千米ドル 16,500	100.0%	米国の戦略拠点
株式会社メルジア	千円 100,000	98.9%	医療情報動画コンテンツサービスの提供
AUCNET CONSUMER PRODUCTS USA, LLC.	千米ドル 1,000	100.0%	ブランド品の流通
株式会社東京砧花き園芸市場	千円 100,000	100.0%	花きオークションの運営
株式会社ギャラリーレア	千円 40,000	100.0%	海外ブランド衣料雑貨、服飾雑貨の輸入及び販売
株式会社グランブーケ大多喜	千円 100,000	90.9%	花き及び農産物の各種生産仕入販売輸出入
Aucnet Europe ApS	EUR 7,362	100.0%	ブランド品の流通
株式会社デファクトスタンダード	千円 100,000	100.0%	ブランド買取サイトの運営、服飾雑貨の販売
JOYLAB株式会社	千円 60,000	100.0%	酒類の買取及び販売

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含んであります。

2. 当社は、2024年4月30日付で株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたします。

3. 株式会社カーセンは2024年9月30日付で解散を決議し、2024年12月13日付で清算結了いたしました

特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社プランコ・ジャパン	千円 10,000	20.0%	データ消去ソフトの販売及び関連サービス
株式会社MOTA	千円 100,000	21.0%	自動車DX事業、不動産DX事業

(注) 株式会社MOTAにつきましては、一部株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めること
といったしました。

(10) 主要な事業内容

当社は、循環型マーケットデザインカンパニーとして、中古車、中古デジタル機器、ブランド品、花き、中古バイク、中古医療機器などのオンラインオークション、及び流通に付随するサービスを提供しております。

(11) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減()
1,060名	182名

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が182名増加しておりますが、主として株式会社デファクトスタンダードと
JOYLAB 株式会社が連結子会社となったことによるものであります。

当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減()	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
336名	45名	41.6歳	10.0年

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。
2. 従業員数増加の主な理由は、事業成長を推し進めるためのDX・IT人財の増強によるものです。

(12) 主要拠点等

本 社	東京都港区北青山二丁目5番8号
北海道エリアオフィス	北海道北広島市新富町西二丁目1番14
東北エリアオフィス	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目16番6号
首都圏エリアオフィス	東京都港区北青山二丁目5番8号
中部エリアオフィス	愛知県名古屋市東区葵一丁目1番22号
関西エリアオフィス	大阪府吹田市豊津町2番30号
西部エリアオフィス	福岡県小郡市上岩田1095番地6

(注)2025年3月1日をもって、東北エリアオフィスは宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番61号へ移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項(2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,763,200株(自己株式503,023株を含む。)
- (3) 株主数 9,417名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
フレックスコーポレーション株式会社	9,354,930株	38.56%
株式会社Blue Peak	2,421,470株	9.98%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,592,600株	6.56%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,354,400株	5.58%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,296,000株	5.34%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	1,032,487株	4.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	894,800株	3.69%
株式会社ナマイ・アセットマネジメント	700,000株	2.89%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENON TREATY CLIENTS ACCOUN	604,100株	2.49%
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	369,910株	1.52%

- (注) 1. 当社は、自己株式503,023株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は株式給付信託(BBT-RS)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が369,910株を所有しておりますが、上記自己株式には含めておりません。
3. フレックスコーポレーション株式会社および株式会社ナマイ・アセットマネジメントならびに株式会社Blue Peakは、創業家の資産管理会社であります。
4. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式1,296,000株は、株式会社オリエントコーポレーションがみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は、株式会社オリエントコーポレーションが留保しております。
5. 2024年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社ヴァレックパートナーズの2024年1月4日現在の保有株式数合計が3,495,400株(持株比率14.12%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
6. 2024年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフエムアールエルエルシー(FMR LLC)の2024年5月15日現在の保有株式数合計が1,669,037株(持株比率6.74%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	81,912株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、株式給付信託（BBT-RS）に基づく追加信託のため、以下のとおり株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分をしております。

処分対象株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	286,300株
処分価額の総額	742,662,200円
処分期日	2024年5月30日

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、株式付与のため、以下のとおり自己株式を処分しております。

処分対象株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	4,200株
処分価額の総額	10,894,800円
処分期間	2024年5月30日～2024年7月1日

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式の取得を決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,430,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.89%)
株式の取得価額の総額	4,500,000,000円（上限）
取得期間	2025年2月18日～2025年2月20日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、2025年3月31日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の保有する普通株式1株を2株に分割する株式分割を決議しております。

当決議の効力発生日である2025年4月1日付の発行済株式総数は49,526,400株となる予定であります。

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、従業員持株会を通じた株式付与のため、以下のとおり自己株式の処分を決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
処分する株式の数	109,012.5株
処分価格	1株につき2,670円
処分総額	291,063,375円
処分期日	2025年4月16日

（注）2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2015年6月30日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額 払込を要しない

新株予約権の行使価額 1個につき68,671円

新株予約権の行使条件

イ 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ロ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

ハ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権の行使期間 2017年7月11日から2025年6月10日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数		保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	158個	普通株式	31,600株	1人
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-	-	-
取締役 (監査等委員)	-	-	-	-

(注) 2015年7月10日開催の取締役会決議により、2015年7月29日付で1株を10株に株式分割致しました。2016年6月21日開催の取締役会決議により、2016年7月31日付で1株を20株に株式分割致しました。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法の規定に基づき現に発行している新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
株主総会決議日	2015年6月19日	2015年12月11日
新株予約権の数	355個	370個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	71,000株	7,400株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使価額(円)	344	405
新株予約権の行使期間	自2017年7月11日 至2025年6月10日	自2017年12月26日 至2025年11月25日
新株予約権の発行日	2015年7月10日	2015年12月25日

- (注) 1. 2015年7月10日開催の取締役会決議により、2015年7月29日付で1株を10株に株式分割致しました。2016年6月21日開催の取締役会決議により、2016年7月31日付で1株を20株に株式分割致しました。これにより第1回新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株となります。第2回新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株となります。
2. 新株予約権の行使価額は、1株あたりの金額となります。
3. 2024年12月31日現在の状況となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名		地位及び担当並びに重要な兼職の状況
藤崎 清孝		取締役会長
藤崎 慎一郎		代表取締役社長CEO・社長執行役員 全部署統括 モビリティ&エネルギー部門DM
瀧川 正靖		取締役・専務執行役員 事業統括部門DM
谷口 博樹		取締役・専務執行役員CFO コーポレート部門DM
梅野 晴一郎	社外 独立	取締役
牧 俊夫	社外 独立	取締役
塚本 恵	社外 独立	取締役
佐藤 俊司		取締役(監査等委員)
上西 郁夫	社外 独立	取締役(監査等委員)
半田 未知	社外 独立	取締役(監査等委員) コントロールソリューションズ(株)代表取締役社長

- (注) 1. 梅野 晴一郎氏、牧 俊夫氏、塚本 恵氏、上西 郁夫氏及び半田 未知氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、梅野 晴一郎氏、牧 俊夫氏、塚本 恵氏、上西 郁夫氏及び半田 未知氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 永島 久直氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を退任しております。
4. 佐藤 俊司氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会で新たに取締役(監査等委員)に就任致しました。
5. 監査等委員である取締役の半田 未知氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 半田 未知氏が代表取締役社長を務めるコントロールソリューションズ(株)と当社の間に特別の利害関係はありません。
7. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐藤 俊司氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。被保険者の範囲は以下のとおりであります。なお、その保険料については全額当社が負担しております。

- ・当社及び当社の子会社の取締役、執行役員等

(4) 取締役の報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名報酬委員会の審議を経たうえで、2021年2月19日開催の取締役会において決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経験に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、他社の動向等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、「事業年度の成果としての連結営業利益の目標値に対する達成度合いを反映した短期的な貢献に対する現金報酬としての賞与」、「事業年度の貢献度合いに加えて企業価値の持続的な向上を図る中期的な非金銭報酬等としての譲渡制限（3年間）付株式給付」及び「在任期間中の地位・役職・業績達成度等に応じたポイント付与により、ポイントに応じた株式を退任時に給付する長期的な貢献度合いに対する非金銭報酬等としての株式給付信託（BBT-RS）」で構成しております。額又は数の決定にあたっては、各事業年度の連結営業利益目標値の達成率により、月例の固定報酬に対する支給基準値となる月数を設け、個人別の定量的・定性的な業績評価指標に応じて算出された額又は数を算定し、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定し、毎年一定の時期に支給及び給付することとしております。なお、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を考慮しながら、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定することとしており、報酬等の種類ごとの比率の標準的な目安は、基本報酬：業績連動報酬（賞与）：業績連動報酬（非金銭報酬等）= 7：1：2程度しております。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の月額報酬及び賞与の報酬総額は、2016年3月29日開催の第8回定時株主総会にて年額500百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内。ただし、使用人給与は含まないものとします。）と定めており、当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、2024年3月26日開催の第16回定時株主総会にて、業績連動型株式報酬制度の一部内容を変更しており、その内容は、それまでの業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））と譲渡制限付株式報酬制度（RS）を統合し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」として一本化しております。なお、本制度に基づく報酬額の上限は、1事業年度当たり60,000ポイント、BBT-RS制度に基づき取得する株式の上限は180,000株と定められています。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬額は、2016年3月29日開催の第8回定時株主総会決議において年額100百万円以内としており、当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

取締役の個人別の報酬等についての内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議に基づき代表取締役社長CEO・社長執行役員藤崎慎一郎がその具体的な内容について委任を受けて各取締役の基本報酬を決定することとしており、これらの権限を委任した理由は、当社全体を取り巻く環境や経営状況、業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の定量的・定性的な評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。指名報酬委員会では、各取締役の基本報酬の額、各取締役の事業年度の目標値に対する達成度合いによる賞与額並びに非金銭報酬としての譲渡制限付株式の割当株式数及び株式給付信託（BBT-RS）の業績係数を審議し、取締役会に答申をすることとしております。

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、上記の手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）			
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬				
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	289,302 (18,000)	163,500 (18,000)	43,600 (-)	82,202 (-)	8 (3)			
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	27,600 (14,400)	27,600 (14,400)	- (-)	- (-)	4 (2)			
合計		316,902	191,100	43,600	82,202			
(注) 1. 業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、各事業年度の連結営業利益であります。業績指標として当該業績指標を選定した理由は、全ての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからであります。当事業年度における当期の連結営業利益の状況は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載の通りであります。								
2. 非金銭報酬には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金41,168千円、及び譲渡制限付株式報酬41,033千円が含まれております。								

(注) 1. 業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、各事業年度の連結営業利益であります。業績指標として当該業績指標を選定した理由は、全ての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからであります。当事業年度における当期の連結営業利益の状況は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載の通りであります。

2. 非金銭報酬には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金41,168千円、及び譲渡制限付株式報酬41,033千円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先である法人等と当社との関係

前記(1)取締役の氏名等をご参照ください。

なお、社外取締役の兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
梅野 晴一郎	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中16回(89%)出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、適宜発言を行っております。
牧 俊夫	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中18回(100%)出席し、主に通信事業やネットワークサービスに関する業務を通じて培ってきた経験と企業経営の見地から経営全般にわたり、適宜発言を行っております。
塚本 恵	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中18回(100%)出席し、主にIT分野の企業や海外企業での業務を通じて培ってきた経験・知識と、企業経営の見地から適宜発言を行っております。
上西 郁夫	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回(94%)出席し、監査等委員会には、15回中15回(100%)出席し、主に金融業務を通じて培ってきた知識・見地から適宜発言を行っております。
半田 未知	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回(94%)出席し、監査等委員会には、15回中14回(93%)出席し、主に公認会計士としての専門知識を活かし、適宜発言を行っております。

当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

事業報告記載事項に関する意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人(太陽有限責任監査法人)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって会計監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としてあります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任致します。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定致します。

(6) 会計監査人が受けた過去 2 年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

処分対象

太陽有限責任監査法人

処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制及び方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ()法令・定款及び社会規範を遵守するための行動指針を、「コンプライアンス基本規程」の中で定め、当社が拠り所とする倫理的価値観を明示する。
- ()当社のコンプライアンス活動に関する基本的事項を「コンプライアンス基本規程」として定める。
- ()取締役会の諮問機関として外部識者を1名以上メンバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの全般についての協議、意思決定を行う。
- ()常勤の取締役1名を「チーフ・コンプライアンス・オフィサー」として選任し、コンプライアンスに関する業務執行を担任させる。
- ()「コンプライアンス委員会」の下に、実務を推進する機関として、「リスク管理小委員会」、「ＩＳＭＳ委員会」を設置する。

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ()代表取締役は、情報管理基準を定め、これにより、次に定める「文書又は電磁的記録」(以下、「文書」という。)を関連資料と共に保存及び管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・コンプライアンス委員会議事録
 - ・税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - ・その他情報管理基準に定める文書
- ()前記()に定める文書の保管期間は、10年間とする。保管場所は情報管理基準に定めるところによる。ただし、取締役又は監査等委員会から閲覧の要請がある場合、要請の日から3日以内に閲覧が可能となるものでなくてはならない。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ()リスク管理に関する基本的事項を定め、当社グループがリスク管理体制の強化・充実を図ることにより、経営の健全性と収益の安定的増大を確保し、ステークホルダーからの信任を得ることを目的として、リスク管理規程を定める。
- ()事業活動及び業務プロセスに係わる損失の危険を継続的にコントロールするため「リスク管理小委員会」及び「ISMS委員会」を設置する。
- ()コンプライアンス、環境、災害、品質、交通事故、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ()取締役及び執行役員は、全社的に共有する目標を定め、その浸透を図ると共に中期経営計画を策定する。
- ()取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- ()各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ()各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、月次の業績をITを積極的に活用したシステムにより迅速な管理会計としてデータ化し、経営会議又は取締役会に報告する。
- ()取締役会又は経営会議は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役及び執行役員に、目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ()前記()の議論を踏まえ、各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ()チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、組織横断的なコンプライアンス活動の日常業務を統括する事務局を設置する。
- ()事務局は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、組織横断的なコンプライアンス活動を推進する。
- ()定期的な教育・研修の機会を設ける。
- ()法令違反やコンプライアンス上の問題行為ないしそれと疑わしい行為を発見したものが懸念なく通報できる内部通報制度を運用する。
- ()内部監査室は、内部統制・コンプライアンス体制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善を促す。また、内部監査の独立性と牽制機能を強化するために代表取締役に直属する組織として独立する。

当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ()「コンプライアンス委員会」は、当社及びグループ各社間で内部統制に関する協議、情報共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ()当社の取締役、執行役員及びグループ各社の社長は、各部門(各社)の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。
- ()当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、前記()の「コンプライアンス委員会」及び前記()の責任者に報告し、「コンプライアンス委員会」は必要に応じて、各部門(各社)における内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ()財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制を整備する。
- ()資産の取得、使用、処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は設置せず、必要に応じて監査等委員会から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査室が、監査等委員会の職務を補助するものとする。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属部門責任者等の指揮命令を受けない。

取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は監査等委員会に対して法令の事項に加え、全社的(当社及び当社グループ)に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行役員、同取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を定期的に、また監査等委員会が必要と認める場合は別途隨時に設けると共に、代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力との関係遮断を法令遵守に関わる重大な問題としてとらえ、社内規程等に明文の根拠を設けると共に、当該勢力への対応は、担当者や担当部署だけに任せずに、経営者以下、組織全体として対応する。

反社会的勢力による被害を防止するための基本原則を以下の通り定める。

- ()反社会的勢力による不当要求は拒絶し、対応する従業員の安全を確保する。
- ()反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察及び弁護士等の専門機関と緊密な連携を構築する。
- ()反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたず、取引開始後、契約者等が当該勢力と判明した場合は速やかに関係を解消する措置を講じる。
- ()反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対応を講じる。
- ()反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための取引には応じない。
- ()反社会的勢力への資金提供は行わない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ()反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための観点から、組織全体で対応することを目的とした社内規程等を整備する。
- ()対応マニュアルを作成・整備すると共に、弁護士等外部の専門機関に速やかに相談できる関係を強化する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には経営計画発表会を開催し、社員に向けて、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が社内及び社外窓口へ直接通報できる内部通報制度を設置し、同制度の内容は、年4回開催されるコンプライアンス委員会にて報告・審議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化及び設備投資等に備えた内部留保を確保しつつ、株主の皆様に継続的な配当を実施することを基本方針としております。内部留保の充実を図った後に、総合的に勘案しながら、連結配当性向40%以上を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施する予定であります。

なお、会社法第459条に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款規定を設けており、配当の決定機関を取締役会としております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,019,400	流 動 負 債	13,635,950
現 金 及 び 預 金	6,213,931	買 買 掛 金	1,274,988
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	547,869	才 一 ク シ ョ ン 借 勘 定	8,765,057
才 一 ク シ ョ ン 貸 勘 定	3,238,769	関 係 会 社 短 期 借 入 金	2,202,000
棚 卸 資 産	394,166	未 払 金	446,666
前 払 費 用	890,322	未 払 費 用	150,840
立 替 金	562,992	未 払 法 人 税	490,810
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,460,000	預 金	72,684
未 収 消 費 税 等	2,077,150	前 受 収 益	11,856
そ の 他	274,777	賞 賞 引 当 金	197,073
貸 倒 引 当 金	640,579	そ の 他	23,972
固 定 資 産	13,262,709	固 定 負 債	1,871,172
有 形 固 定 資 産	389,116	退 職 給 付 引 当 金	1,208,061
建 物	161,470	株 式 給 付 引 当 金	171,605
車両 運 搬 具	45,380	そ の 他	491,505
工 具 、 器 具 及 び 備 品	182,265	負 債 合 計	15,507,122
無 形 固 定 資 産	1,472,450	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ウ イ ア	1,468,742	株 主 資 本	18,368,796
そ の 他	3,708	資 本 金	1,807,303
投 資 そ の 他 の 資 産	11,401,142	資 本 剰 余 金	4,533,903
投 資 有 債 証 券	1,262,307	資 本 準 備 金	4,248,514
関 係 会 社 株 式	7,878,464	そ の 他 資 本 剰 余 金	285,388
関 係 会 社 出 資 金	605,580	利 益 剰 余 金	13,617,568
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	960	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,617,568
破 産 更 生 債 権 等	98,877	繰 越 利 益 剰 余 金	13,617,568
長 期 前 払 費 用	62,309	自 己 株 式	1,589,978
繰 延 税 金 資 産	833,606	評 価 ・ 換 算 差 額 等	406,191
敷 金 及 び 保 証 金	492,563	そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	406,191
そ の 他	271,025	純 資 産 合 計	18,774,987
貸 倒 引 当 金	104,551	負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,282,110
資 産 合 計	34,282,110		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024 年 1 月 1 日から
(2024 年 12 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,458,403
売 上 原 価	9,450,027
売 上 総 利 益	9,008,375
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,864,666
営 業 利 益	3,143,708
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	43,858
受 取 配 当 金	220,291
為 替 差 益	115,782
業 務 受 託 料	57,582
そ の 他	16,276
	453,791
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,169
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	164,666
そ の 他	173
	173,009
経 常 利 益	3,424,490
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	19,291
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,014
関 係 会 社 清 算 益	6,545
	29,851
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	150,000
	150,000
税 引 前 当 期 純 利 益	3,304,342
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	929,497
法 人 税 等 調 整 額	172,652
	756,844
当 期 純 利 益	2,547,497

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	緑越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,807,303	4,248,514	-	4,248,514	12,441,532	12,441,532
当期変動額						
剰余金の配当					1,371,462	1,371,462
当期純利益					2,547,497	2,547,497
自己株式の取得						
自己株式の処分			285,388	285,388		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	285,388	285,388	1,176,035	1,176,035
当期末残高	1,807,303	4,248,514	285,388	4,533,903	13,617,568	13,617,568

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,628,338	16,869,012	257,603	257,603	17,126,615
当期変動額					
剰余金の配当		1,371,462			1,371,462
当期純利益		2,547,497			2,547,497
自己株式の取得	742,946	742,946			742,946
自己株式の処分	781,306	1,066,695			1,066,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			148,587	148,587	148,587
当期変動額合計	38,360	1,499,784	148,587	148,587	1,648,371
当期末残高	1,589,978	18,368,796	406,191	406,191	18,774,987

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、貯蔵品については、移動平均法または先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～38年

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によってあります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によってあります。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生事業年度から費用処理しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規定に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債

務の見込額に基づき見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) オンラインオークション

当社は、インターネットを利用したオークションを主催、運営しています。オークション取引が成立した時点で、出品者と落札者の取引を仲介する履行義務が充足されると判断しており、オークション取引が成立した時点で、手数料を収益として認識しております。手数料は、取引価格に一定の料率を乗じて設定、もしくは、取扱品目、会員種別、出品者・落札者の種別等に応じた定額の価格を設定しております。

また、当社は、オークション・プラットフォームを顧客に提供しています。オークション・プラットフォームの提供は、日常的・反復的なサービスに該当し、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、オークションサービスを利用できる期間に亘り、利用料を収益として認識しております。

(2) ライブ中継オークション

主に四輪事業において、当社が業者間取引の市場である現車オークション会場と提携し、現車オークション会場が主催するオークションを中継するサービスを提供しています。顧客が商材を落札した時点で、オークションを中継するサービスの履行義務が充足されると判断しており、顧客が商材を落札した時点で、手数料を収益として認識しております。手数料は、提携会場が定める落札料、会員種別に応じた定額の価格を設定しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社投融資の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	7,878,464千円
関係会社出資金	605,580千円
関係会社短期貸付金	7,460,000千円
貸倒引当金	619,519千円
関係会社株式評価損	150,000千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式および関係会社出資金の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理をおこなっております。

また、取得時の純資産に加え、取得時に見込んでいた事業計画に基づく超過収益力を加味してその取得原価を決定している場合には、取得時に認識した超過収益力が毀損していないかどうか取得時の事業計画の達成状況を確認すること等により、減損処理の要否を検討しております。

関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

関係会社株式、関係会社出資金及び関係会社貸付金の評価については、関係会社の事業計画を基礎として検討しておりますが、当該計画は売上成長率等の主要な仮定が用いられております。当該仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. オークション貸勘定及びオークション借勘定

オークション貸勘定及びオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権及び債務であり、その主なものは、立替及び預り商品代金、未収成約料及び落札料収入、未収出品料、検査料収入等であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	898,838千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,078,531千円
長期金銭債権	- 千円
短期金銭債務	3,024,848千円
長期金銭債務	107,765千円
4. コミットメントライン契約	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。	
当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
貸出コミットメント総額	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円
差引額	2,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	379,526千円
売上原価	6,673,216千円
販売費及び一般管理費	948,380千円
営業取引以外の取引による取引高	881,586千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,107,316	107	234,490	872,933

- (注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、従業員に対する株式報酬として200株、新株予約権行使による自己株式の処分57,600株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分4,000株、株式給付信託(BBT-RS)から役員に対する株式給付172,690株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(BBT-RS)の株式(当期首256,300株、当期末369,910株)が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、退職給付引当金、貸倒引当金、減価償却限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額であります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株オークネット・コンシューマープロダクツ	(所有)直接 100.0	オークション業務の委託 役員の兼任	オークション業務の委託 (注1)	3,275,683	買掛金	283,542
子会社	株オークネット・アイビース	(所有)直接 100.0	オークションシステムの保守・改修業務の委託 資金の貸付 役員の兼任	利息の受け取り (注2)	2,999	関係会社 短期貸付金 (注3)	500,000
子会社	JBTV株	(所有)直接 100.0	オークションの運用及び付帯業務の委託 資金の借入 役員の兼任	資金の返済 利息の支払い (注2)	200,000 2,651	関係会社 短期借入金	402,000
子会社	株ギャラリーレア	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受け取り (注2)	300,000 400,000 22,932	関係会社 短期貸付金	3,900,000
子会社	株カーセル	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	債権放棄 利息の受け取り (注2,4)	700,000 3,144	-	-
子会社	株デファクトスタンダード	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り (注2)	2,200,000 8,872	関係会社 短期貸付金	2,200,000
子会社	JOYLAB株	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り (注2)	500,000 2,016	関係会社 短期貸付金	500,000
子会社	株アイオーク	(所有)直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い (注2)	1,000,000 3,065	関係会社 短期借入金	1,000,000
子会社	株オーク・ファニシャル・パートナーズ	(所有)直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い (注2)	500,000 1,532	関係会社 短期借入金	500,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	フレックス株	(被所有)直接 0.0	株式の購入 役員の兼任	株式の購入 (注5)	987,772	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。
 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し、交渉の上決定しております。
 3. 子会社への貸付金に対し、499,475千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において64,050千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 4. 株カーセルは子会社でありましたが、2024年12月13日付で清算結了したことにより、子会社から除外しております。
 なお、清算結了に伴い、同社に対する短期貸付金700,000千円を債権放棄いたしました。
 5. 株式の取得価額は、公平性・妥当性を確保するため第三者算定機関による株式価値の算定結果を勘案し、相手先との交渉を経て決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	藤崎清孝	被所有 (0.77)	当社取締役	ストックオプションの行使(注)2	11,971	-	-

(注)1.取引金額には消費税等を含めておりません。

2.2015年6月30日取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(1)株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 785円88銭

1株当たり当期純利益 107円02銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は307,306株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単価当たりの金額を引き下げるにより、個人投資家をはじめとする投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1)株式分割の方法

2025年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,763,200株
株式分割により増加する株式数	24,763,200株
株式分割後の発行済株式総数	49,526,400株

(3)分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日(金)
分割の基準日	2025年3月31日(月)
分割の効力発生日	2025年4月1日(火)

(4)1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、次の通りであります。

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	542.04円
1株当たり当期純利益	94.22円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	93.95円

(5)その他

今回の株式分割に際して、発行可能株式総数及び資本金の額の変更はありません。

(自己株式取得に係る事項の決定)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上と、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,430,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.89%)
(3) 株式の取得価額の総額	4,500百万円（上限）
(4) 取得期間	2025年2月18日～2025年2月20日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
(6) その他	上記以外の必要事項に関する一切の決定については、当社代表取締役社長に一任

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、従業員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入し、下記のとおり、オークネットグループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1)処分期日	2025年4月16日
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式 109,012.5株（注1）（注3）
(3)処分価額	1株につき2,670円（注2）（注3）
(4)処分総額	291,063,375円（注1）
(5)処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 (オークネットグループ従業員持株会 109,012.5株)
(6)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注1）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本スキームの対象となり得る当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）最大1,119名に対して、当社が定める従業員区分に応じて規定する1名あたりの付与株式数（パターンA：最大387名200株、パターンB：最大599名50株、

パターンC：最大133名12.5株）に応じて付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員である本持株会の会員の数に応じて確定します。

（注2）2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。なお、当社は、2025年2月14日に、「2024年12月期決算短信（日本基準）（連結）」等を公表していること、及び「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」を適時開示し、2025年2月18日から20日までの間に自己株式の取得を予定していることから、当該公表及び開示に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2025年2月21日（以下「条件決定日」といいます。）に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i)2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,669円と(ii)条件決定日の前営業日（2025年2月20日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額（但し、一の位が0又は2の整数倍でない場合は1円を加算した金額）を当社普通株式の処分価額として決定いたします。

（注3）2025年2月14日開催の取締役会において、2025年3月31日を基準日、2025年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うことを決議いたしました。そのため、処分する株式数は、本株式分割の効力発生後に218,025株となり、本自己株式処分により処分されます。なお、処分価額は、本株式分割の効力発生後に株式分割の割合に応じ、調整いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、対象従業員に対する福利厚生の増進策として、本持株会を通じて、当社が処分する当社普通株式を取得させる機会を創出することによって、財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本スキームの導入を決定いたしました。

【会計監査人の監査報告書】

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社オークネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久塚 清憲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石川 資樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オークネットの2024年1月1日から2024年12月31までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年2月14日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書】

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、重点監査項目に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社オーケネット 監査等委員会

常勤監査等委員	佐藤 俊司
監査等委員（社外取締役）	上西 郁夫
監査等委員（社外取締役）	半田 未知

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2025 年 11 月 17 日
株式会社オーケネットメディカル

2025年11月17日

株式会社オークネットメディカル
代表取締役社長 藤崎 真弘

株式会社オークネットメディカル（以下「当社」といいます。）は、株式会社オークネット（以下「AUC」といいます。）、株式会社オークネット・モーターサイクル（以下「AMC」といいます。）、株式会社オークネット・アグリビジネス（以下「AAG」といいます。）及び株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ（以下「ACP」といいます。）との間で締結した2025年11月1日付吸收合併契約書に基づき、2025年12月31日を効力発生日として、AUCを吸收合併存続会社、当社、AMC、AAG及びACPを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸收合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容（会社法第782条第1項）

当社とAUC、AMC、AAG及びACPが締結した2025年11月1日付吸收合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1号）

AUCは、当社の発行済株式の全てを保有しているため、本件吸收合併に際して株式その他の財産の交付及び割当てを行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第4号）

AUCの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

6. 吸收合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第182条第4号）

該当事項はありません。

7 . 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象(会社法施行規則第 182 条第 4 号)

該当事項はありません。

8 . 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 5 号)

本件吸収合併後の AUC の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の AUC の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、AUC の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件吸収合併後における AUC の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸收合併契約の内容

吸收合併契約書

株式会社オークネット（以下「甲」という。） 株式会社オークネット・コンシユーマープロダクツ（以下「乙」という。） 株式会社オークネット・モーターサイクル（以下「丙」という。） 株式会社オークネット・アグリビジネス（以下「丁」という。） 及び株式会社オークネットメディカル（以下「戊」という。）は、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第28条（吸收合併）

甲、乙、丙、丁及び戊は、本契約の定めるところに従い、それぞれ、甲を吸收合併存続会社、乙、丙、丁及び戊を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下総称して「本吸收合併」という。）を行い、甲が乙、丙、丁及び戊の権利義務の一切を承継する。

第29条（当事会社の商号及び住所）

甲、乙、丙、丁及び戊の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（吸收合併存続会社）

商号：株式会社オークネット

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（2）乙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・コンシユーマープロダクツ

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（3）丙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・モーターサイクル

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（4）丁（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネット・アグリビジネス

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

（5）戊（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社オークネットメディカル

住所：東京都港区北青山2丁目5番8号

第30条（合併対価）

甲は、乙、丙、丁及び戊の発行済株式の全てを保有しているため、本吸收合併に際して株式その他の財産の交付及び割当てを行わない。

第31条(資本金及び準備金の額に関する事項)

甲は、本吸收合併に際して資本金及び準備金の額を変動させない。

第32条(効力発生日)

本吸收合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月31日とする。ただし、本吸收合併に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第33条(株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸收合併を行う。
2. 乙、丙、丁及び戊は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸收合併を行う。

第34条(善管注意義務)

甲、乙、丙、丁及び戊は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、これを行う。

第35条(本契約の変更等)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙、丁又は戊の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸收合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、本吸收合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第36条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸收合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、書面により本書5通を作成または本書を電磁的に作成し、各当事者の適格に授権された者により署名捺印またはこれに代わる電磁的処理を施し、その書面各1通または電磁的記録を各自保管する。

2025年11月1日

甲 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット
代表取締役社長 CEO 藤崎 慎一郎

乙 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ
代表取締役社長 斎藤 康人

丙 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・モーターサイクル
代表取締役社長 藤原 啓介

丁 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネット・アグリビジネス
代表取締役社長 尾崎 進

戊 : 東京都港区北青山 2 丁目 5 番 8 号
株式会社オークネットメディカル
代表取締役社長 藤崎 真弘

別紙2 AUC 最終事業年度に係る計算書類等

事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは、「価値あるモノを、地球規模で循環させる～Circulation Engine.」をサステナビリティポリシーと掲げ、循環型マーケットの構築に取り組んでいます。市場に出た価値あるモノを停滞させることなく循環させる仕組みづくりに寄与し、持続可能な社会に貢献する企業として、社会的価値、経済的価値の更なる向上に努めています。

2022年5月に策定した、中期経営計画「Blue Print 2025」では、当社独自の指標である「Gross Circulation Value/総循環型流通価値」を始め、EBITDA、ROE、配当性向の4つを重要経営指標としました。「Blue Print 2025」をもとに、既存事業のシェア拡大やパートナーとの提携及び新規事業の創出を推進し、更なる会員制ネットワークの拡大や流通形態の多様化を目指してまいりました。

このような計画に基づき、事業を推進した結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上高は55,910,315千円（前年同期比29.1%増）、営業利益は7,005,060千円（前年同期比5.1%増）、経常利益は7,207,758千円（前年同期比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,485,496千円（前年同期比2.7%増）となりました。

事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは、「価値あるモノを、地球規模で循環させる～Circulation Engine.」をサステナビリティポリシーと掲げ、循環型マーケットの構築に取り組んでいます。市場に出た価値あるモノを停滞させることなく循環させる仕組みづくりに寄与し、持続可能な社会に貢献する企業として、社会的価値、経済的価値の更なる向上に努めております。

2022年5月に策定した、中期経営計画「Blue Print 2025」では、当社独自の指標である「Gross Circulation Value/総循環型流通価値」を始め、EBITDA、ROE、配当性向の4つを重要経営指標としました。「Blue Print 2025」をもとに、既存事業のシェア拡大やパートナーとの提携及び新規事業の創出を推進し、更なる会員制ネットワークの拡大や流通形態の多様化を目指してまいりました。

このような計画に基づき、事業を推進した結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上高は55,910,315千円（前年同期比29.1%増）、営業利益は7,005,060千円（前年同期比5.1%増）、経常利益は7,207,758千円（前年同期比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,485,496千円（前年同期比2.7%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

なお、当連結会計年度の期首より、当社の事業戦略に適したポートフォリオに組み替えることを目的としてセグメントを変更しています。従来の「デジタルプロダクト事業」及び「ファッショナリセール事業（旧コンシューマープロダクト事業）」を統合し「ライフスタイルプロダクトセグメント」としました。また、従来の「オートモビル事業」及び「その他」に含まれていた「モーターサイクル事業」を統合し「モビリティ＆エネルギーセグメント」としました。

また、従来セグメント共通費用は調整額に計上しておりましたが、当連結会計年度の期首からの報告セグメント変更を契機として、各報告セグメントの事業運営に貢献するコストについては、一定の合理的な基準で配賦することとした方がより効果的な業績評価が可能になると判断し、当該共通費用を各報告セグメントに配賦する方法に変更しております。

以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

（ライフスタイルプロダクツセグメント）

当セグメントは、デジタルプロダクツ事業及びファッショナリセール事業で構成されています。

デジタルプロダクツ事業

デジタルプロダクツ事業は、中古スマートフォン・中古PC等の中古デジタル機器のオークション及び消費者向けを含む流通に付随するサービスを展開しています。

国内サプライヤーの増加及び連携強化や取引拡大に伴い流通台数が増加したほか、新オークションシステムの定着による利便性の向上や円安の影響も相まって、取扱高が前年同期比で増加しました。

また、商品化オペレーションの効率化やデジタルマーケティングを活用した会員の獲得など、更なるプラットフォームの強化に向けた投資に注力しました。

ファッショナリセール事業

ファッショナリセール事業は、バッグ、時計、貴金属、衣類等の主にブランド品のオークション及び消費者向けを含む流通に付随するサービスを展開しています。なお、第2四半期連結会計期間の期首より、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社を連結対象としており、2社の業績を含めています。

BtoB事業では、平均成約単価は軟調に推移したものの、既存会員への利用促進施策を実行した影響により、出品点数、成約点数が共に増加した結果、取扱高が拡大しました。また、新規会員サポートの充実や海外拠点における営業施策など、新規会員獲得に注力した結果、国内外の会員数が堅調に推移しました。

C向け事業では、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社を連結子会社化したことにより取扱高が拡大した一方、インバウンド需要の低下や一部高額商品の販売不振の影響により、軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は38,486,668千円（前年同期比42.0%増）、営業利益は5,362,723千円（前年同期比1.6%減）となりました。

(モビリティ & エネルギーセグメント)

当セグメントは、オートモビル事業及びモーターサイクル事業で構成されています。

オートモビル事業

オートモビル事業は、中古車オークション(1)、共有在庫市場(2)、ライブ中継オークション(3)、落札代行サービス(4)及び車両検査サービス(5)等を展開しています。

当事業と関連の深い自動車業界では、当連結会計年度の新車登録台数(6)は、前年同期比7.5%減の442万台、中古車の登録台数(7)は、同1.0%増の649万台、中古車オークション市場の出品台数(8)は、同5.7%減の751万台、成約台数(8)は、同2.0%増の528万台となりました。

落札代行サービスが継続して好調であることに加え、輸出業者会員の利用促進や、共有在庫と落札代行サービスの連携強化により、自社オークション及び共有在庫の落札台数が増加しました。中古車需要が高く、平均成約単価が継続して上昇した影響も相まって、取扱高は増加しました。

また、年間を通して中古車情報誌認定検査の需要が高く検査台数が継続して増加したことにより、車両検査サービスは好調に推移しました。



モーターサイクル事業

モーターサイクル事業は、中古バイクオークション（ 1 ）、共有在庫市場（ 2 ）、落札代行サービス（ 4 ）、車両検査サービス（ 5 ）、レンタルサービス及び個人向けサブスクリプションサービスを展開しています。

大手国内販売店や輸出業者会員の落札台数が増加したほか、中古車同様、中古バイクの需要も継続して高く、平均成約単価が上昇したことにより、取扱高は好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,700,816千円（前年同期比9.8%増）、営業利益は3,682,944千円（前年同期比23.6%増）となりました。

- （ 1 ）中古車・中古バイクオークションとは、当社が主催するオンラインで行う会員制のリアルタイムの中古車・中古バイクオークションのことです。
- （ 2 ）共有在庫市場とは、当社の会員ネットワークを活用し、会員が所有する中古車・中古バイクの店頭在庫の情報を会員間で共有し取引する市場のことです。
- （ 3 ）ライブ中継オークションとは、当社が業者間取引の市場である現車オークション会場と提携し、現車オークション会場が主催するオークションを中継するサービスのことです。
- （ 4 ）落札代行サービスとは、株式会社アイオークが業者間取引の市場である現車オークション会場等に出品される中古車・中古バイクの落札・出品・決済・輸送の代行を行うサービスのことです。
- （ 5 ）車両検査サービスとは、株式会社AISが中古車両の検査及び車両検査技能に関する研修を行うサービスのことです。
- （ 6 ）一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計資料より
- （ 7 ）一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計資料及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会の統計資料より
- （ 8 ）2024年ユーストカー総合版+輸出相場版より
- （ 9 ）中古自動車及び中古バイク検査台数の合算値です。

その他 Other

当事業は、花きのオークション、サーティーワンマース事業及び海外事業等で構成されています。

当連結会計年度の売上高（セグメント間の内部売上高を含む。）は3,055,863千円（前年同期比2.1%減）、営業損失は362,368千円（前年同期は営業損失364,251千円）となりました。

取扱状況

内 容	期 別		第 16 期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第 17 期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	前年同期比
	取 扱 高	流 通 台 数	会 員 数	会 員 数	
ライフスタイルプロダクツセグメント					
デジタルプロダクツ事業	取 扱 高	42,394百万円		49,003百万円	15.6%
	流 通 台 数	1,578,371台		1,658,721台	5.1%
	会 員 数	1,779会員		2,037会員	14.5%
ファッショナリセール事業	B to B 事 業	取 扱 高	44,063百万円		18.1%
		出 品 点 数	1,066,733点		1,274,771点
		成約点数(1)	715,832点		848,756点
	会 員 数	4,862会員		5,871会員	20.8%
C 向 け 事 業		取 扱 高	11,692百万円		17,848百万円
モビリティ&エネルギーセグメント					
オートモビル事業	オークション関連	取 扱 高	442,137百万円		13.0%
		総成約・落札台数	502,616台		4.3%
	会 費	会 員 数	15,142会員		2.4%
検 査 料		検査台数(2)	1,262,908台		10.6%
モーター サイクル事業	オークション関連	取 扱 高	8,077百万円		34.6%
		総成約・落札台数	26,384台		12.5%
	会 費	会 員 数	2,624会員		0.1%
その他		取 扱 高	12,620百万円		3.1%
その他の取扱高	12,228百万円				

(1) 2024年第1四半期より、AUC BRAND MALLの成約点数を含めて開示しております。

(2) 中古自動車及び中古バイク検査台数の合算値です。

(2) 設備投資の状況

当期において実施致しました設備投資の総額は1,422百万円で、主な設備投資の内容は、社内システムの基盤構築及びオーケーションシステムのリニューアル等です。

(3) 資金調達の状況

当期における設備投資等は、すべて自己資金で行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

1. 経営方針

当社グループは、「本物のサービスとは何か」を常に追求していく「本物主義」を理念とし、業界の発展並びに社会生活の向上に貢献することを目指しています。この理念のもと、「運営ノウハウ」、「情報の信頼性」、「最適なシステム」、「会員制ネットワーク」をコアコンピタンスとし、事業展開を積極的に推進してまいりました。今後もその範囲を広げて更なる成長を目指すべく、国内のみならず海外にも積極的に活動の範囲を広げ、業容の拡大に努めていきます。

2. 経営環境

雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな景気回復が続くことが期待される一方、ロシア・ウクライナ情勢や中東地域をめぐる情勢、米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響に留意する必要があります。

3. 対処すべき課題

中期経営計画「Blue Print 2027」の推進

当社グループは、世界中のパートナー企業と共にサーキュラーエコノミーの未来を創造することを目指し、中期経営計画「Blue Print 2027」の達成に向け、安定した事業基盤のもと持続的成長を加速させ、次のステージに向けた更なる経営基盤の拡充を目指します。

「長期目標」

GCV 1兆円

当社独自の指標であるGCV (Gross Circulation Value) を重要経営指標の一つとし、経済及び環境に与える影響をモニタリングしていきます。今後のリユース市場の拡大を踏まえ、SDGs企業としての優位性を活かし、循環型流通の拡大により長期的な目標としてGCV 1兆円を目指します。

「中期定量目標」

EBITDA100億円

・ライフスタイルプロダクツセグメント

デジタルプロダクツ事業においてはGIGAスクール端末の取り込みによる取扱規模の増加、ファッショナリセール事業においてはグループの機能統合による効率化や、更なるグローバルネットワークの拡大により成長を目指します。

・モビリティ＆エネルギーセグメント

検査体制の強化や中古車オークションの拡大など、着実な成長を目指すほか、EVの普及に備え、EVバッテリーのリパーアスや検査体制の確立を積極的に推進します。

・M&A及び人的資本への投資

M&Aを実施する体制及び実施後の管理体制を強化し、EBITDA目標への確実な貢献を目指すと共に、将来の事業成長に備え、積極的に人的資本への投資を行います。

ROE15～20%

ROE15～20%を目標とし、2027年までの維持を目指します。資本コストを意識しつつ、積極的な投資による成長を実現し、持続的な企業価値向上を目指します。

配当性向40%以上

将来の事業展開と経営体質の強化及び設備投資等に備えた内部留保を確保しつつ、連結配当性向40%以上を基本として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施します。

(8) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

(単位:千円)

期別 区分	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第15期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第16期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第17期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	36,710,088	40,455,750	43,303,979	55,910,315
経常利益	6,113,012	6,699,838	6,755,781	7,207,758
親会社株主に帰属する当期純利益	3,625,527	4,346,059	4,368,973	4,485,496
1株当たり当期純利益(円)	130.56	159.48	175.79	188.44
総資産	36,822,846	37,348,660	37,664,151	44,040,655
純資産	22,701,956	22,911,231	22,310,994	26,166,242
1株当たり純資産(円)	802.38	862.24	936.82	1,084.08

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当連結会計年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は、307,306株であります。

4. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

当社の財産及び損益の状況

(単位:千円)

期別 区分	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第15期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第16期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第17期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	16,073,171	15,832,067	16,294,674	18,458,403
経常利益	3,361,734	6,135,672	7,218,043	3,424,490
当期純利益	1,933,309	4,769,072	6,136,481	2,547,497
1株当たり当期純利益(円)	69.62	175.00	246.90	107.02
総資産	26,679,694	26,961,884	29,385,129	34,282,110
純資産	15,221,520	15,728,131	17,126,615	18,774,987
1株当たり純資産(円)	547.21	602.35	723.99	785.88

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は、307,306株であります。

4. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(9) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社AIS	千円 100,000	82.0%	中古車・中古バイクの車両検査及び査定業務の運営
株式会社アイオーク	千円 100,000	100.0%	中古車・中古バイクのオークションにおける出品代行、落札代行業務
株式会社オーク・フィナンシャル・パートナーズ	千円 10,000	100.0%	保証サービス関連商品の提供
AUCNET DIGITAL PRODUCTS USA, LLC.	千米ドル 100	100.0%	米国スマートフォン事業の戦略拠点
株式会社オークネット・モーターサイクル	千円 30,000	100.0%	中古バイクオークションの運営
株式会社オークネット・アグリビジネス	千円 30,000	100.0%	花きオークションの運営
株式会社オークネット・コンシユーマーブログ	千円 30,000	100.0%	ブランド品等オークションの運営
JBTV株式会社	千円 100,000	100.0%	通信、運営保守及びBPOサービスの提供
AUCNET HK LIMITED	千米ドル 3,201	100.0%	中国及び東南アジアの戦略拠点
株式会社オークネット・メディカル	千円 59,500	100.0%	中古医療機器オークションの運営
株式会社オークネット・アイビーエス	千円 30,000	100.0%	Web関連システムソリューション事業
Aucnet USA, LLC.	千米ドル 16,500	100.0%	米国の戦略拠点
株式会社メルジア	千円 100,000	98.9%	医療情報動画コンテンツサービスの提供
AUCNET CONSUMER PRODUCTS USA, LLC.	千米ドル 1,000	100.0%	ブランド品の流通
株式会社東京砧花き園芸市場	千円 100,000	100.0%	花きオークションの運営
株式会社ギャラリーレア	千円 40,000	100.0%	海外ブランド衣料雑貨、服飾雑貨の輸入及び販売
株式会社グランブーケ大多喜	千円 100,000	90.9%	花き及び農産物の各種生産仕入販売輸出入
Aucnet Europe ApS	EUR 7,362	100.0%	ブランド品の流通
株式会社デファクトスタンダード	千円 100,000	100.0%	ブランド買取サイトの運営、服飾雑貨の販売
JOYLAB株式会社	千円 60,000	100.0%	酒類の買取及び販売

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含んであります。

2. 当社は、2024年4月30日付で株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたします。

3. 株式会社カーセンは2024年9月30日付で解散を決議し、2024年12月13日付で清算結了いたしました

特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社プランコ・ジャパン	千円 10,000	20.0%	データ消去ソフトの販売及び関連サービス
株式会社MOTA	千円 100,000	21.0%	自動車DX事業、不動産DX事業

(注) 株式会社MOTAにつきましては、一部株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めること
といったしました。

(10) 主要な事業内容

当社は、循環型マーケットデザインカンパニーとして、中古車、中古デジタル機器、ブランド品、花き、中古バイク、中古医療機器などのオンラインオークション、及び流通に付随するサービスを提供しております。

(11) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減()
1,060名	182名

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が182名増加しておりますが、主として株式会社デファクトスタンダードと
JOYLAB 株式会社が連結子会社となったことによるものであります。

当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減()	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
336名	45名	41.6歳	10.0年

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。
2. 従業員数増加の主な理由は、事業成長を推し進めるためのDX・IT人財の増強によるものです。

(12) 主要拠点等

本 社	東京都港区北青山二丁目5番8号
北海道エリアオフィス	北海道北広島市新富町西二丁目1番14
東北エリアオフィス	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目16番6号
首都圏エリアオフィス	東京都港区北青山二丁目5番8号
中部エリアオフィス	愛知県名古屋市東区葵一丁目1番22号
関西エリアオフィス	大阪府吹田市豊津町2番30号
西部エリアオフィス	福岡県小郡市上岩田1095番地6

(注)2025年3月1日をもって、東北エリアオフィスは宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番61号へ移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項(2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,763,200株(自己株式503,023株を含む。)
- (3) 株主数 9,417名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
フレックスコーポレーション株式会社	9,354,930株	38.56%
株式会社Blue Peak	2,421,470株	9.98%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,592,600株	6.56%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,354,400株	5.58%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,296,000株	5.34%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	1,032,487株	4.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	894,800株	3.69%
株式会社ナマイ・アセットマネジメント	700,000株	2.89%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENON TREATY CLIENTS ACCOUN	604,100株	2.49%
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	369,910株	1.52%

- (注) 1. 当社は、自己株式503,023株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は株式給付信託(BBT-RS)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が369,910株を所有しておりますが、上記自己株式には含めておりません。
3. フレックスコーポレーション株式会社および株式会社ナマイ・アセットマネジメントならびに株式会社Blue Peakは、創業家の資産管理会社であります。
4. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式1,296,000株は、株式会社オリエントコーポレーションがみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は、株式会社オリエントコーポレーションが留保しております。
5. 2024年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社ヴァレックパートナーズの2024年1月4日現在の保有株式数合計が3,495,400株(持株比率14.12%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
6. 2024年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフエムアールエルエルシー(FMR LLC)の2024年5月15日現在の保有株式数合計が1,669,037株(持株比率6.74%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	81,912株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、株式給付信託（BBT-RS）に基づく追加信託のため、以下のとおり株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分をしております。

処分対象株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	286,300株
処分価額の総額	742,662,200円
処分期日	2024年5月30日

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、株式付与のため、以下のとおり自己株式を処分しております。

処分対象株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	4,200株
処分価額の総額	10,894,800円
処分期間	2024年5月30日～2024年7月1日

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式の取得を決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,430,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.89%)
株式の取得価額の総額	4,500,000,000円（上限）
取得期間	2025年2月18日～2025年2月20日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、2025年3月31日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の保有する普通株式1株を2株に分割する株式分割を決議しております。

当決議の効力発生日である2025年4月1日付の発行済株式総数は49,526,400株となる予定であります。

当社は、2025年2月14日開催の取締役会により、従業員持株会を通じた株式付与のため、以下のとおり自己株式の処分を決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
処分する株式の数	109,012.5株
処分価格	1株につき2,670円
処分総額	291,063,375円
処分期日	2025年4月16日

（注）2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2015年6月30日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額 払込を要しない

新株予約権の行使価額 1個につき68,671円

新株予約権の行使条件

イ 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ロ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

ハ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権の行使期間 2017年7月11日から2025年6月10日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数		保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	158個	普通株式	31,600株	1人
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-	-	-
取締役 (監査等委員)	-	-	-	-

（注）2015年7月10日開催の取締役会決議により、2015年7月29日付で1株を10株に株式分割致しました。2016年6月21日開催の取締役会決議により、2016年7月31日付で1株を20株に株式分割致しました。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法の規定に基づき現に発行している新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
株主総会決議日	2015年6月19日	2015年12月11日
新株予約権の数	355個	370個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	71,000株	7,400株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使価額(円)	344	405
新株予約権の行使期間	自2017年7月11日 至2025年6月10日	自2017年12月26日 至2025年11月25日
新株予約権の発行日	2015年7月10日	2015年12月25日

- (注) 1. 2015年7月10日開催の取締役会決議により、2015年7月29日付で1株を10株に株式分割致しました。2016年6月21日開催の取締役会決議により、2016年7月31日付で1株を20株に株式分割致しました。これにより第1回新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株となります。第2回新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株となります。
2. 新株予約権の行使価額は、1株あたりの金額となります。
3. 2024年12月31日現在の状況となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名		地位及び担当並びに重要な兼職の状況
藤崎 清孝		取締役会長
藤崎 慎一郎		代表取締役社長CEO・社長執行役員 全部署統括 モビリティ&エネルギー部門DM
瀧川 正靖		取締役・専務執行役員 事業統括部門DM
谷口 博樹		取締役・専務執行役員CFO コーポレート部門DM
梅野 晴一郎	社外 独立	取締役
牧 俊夫	社外 独立	取締役
塚本 恵	社外 独立	取締役
佐藤 俊司		取締役(監査等委員)
上西 郁夫	社外 独立	取締役(監査等委員)
半田 未知	社外 独立	取締役(監査等委員) コントロールソリューションズ(株)代表取締役社長

- (注) 1. 梅野 晴一郎氏、牧 俊夫氏、塚本 恵氏、上西 郁夫氏及び半田 未知氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、梅野 晴一郎氏、牧 俊夫氏、塚本 恵氏、上西 郁夫氏及び半田 未知氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 永島 久直氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を退任しております。
4. 佐藤 俊司氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会で新たに取締役(監査等委員)に就任致しました。
5. 監査等委員である取締役の半田 未知氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 半田 未知氏が代表取締役社長を務めるコントロールソリューションズ(株)と当社の間に特別の利害関係はありません。
7. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員)である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐藤 俊司氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としてあります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。被保険者の範囲は以下のとおりであります。なお、その保険料については全額当社が負担しております。

- ・当社及び当社の子会社の取締役、執行役員等

(4) 取締役の報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名報酬委員会の審議を経たうえで、2021年2月19日開催の取締役会において決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経験に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、他社の動向等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、「事業年度の成果としての連結営業利益の目標値に対する達成度合いを反映した短期的な貢献に対する現金報酬としての賞与」、「事業年度の貢献度合いに加えて企業価値の持続的な向上を図る中期的な非金銭報酬等としての譲渡制限（3年間）付株式給付」及び「在任期間中の地位・役職・業績達成度等に応じたポイント付与により、ポイントに応じた株式を退任時に給付する長期的な貢献度合いに対する非金銭報酬等としての株式給付信託（BBT-RS）」で構成しております。額又は数の決定にあたっては、各事業年度の連結営業利益目標値の達成率により、月例の固定報酬に対する支給基準値となる月数を設け、個人別の定量的・定性的な業績評価指標に応じて算出された額又は数を算定し、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定し、毎年一定の時期に支給及び給付することとしております。なお、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を考慮しながら、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定することとしており、報酬等の種類ごとの比率の標準的な目安は、基本報酬：業績連動報酬（賞与）：業績連動報酬（非金銭報酬等）= 7：1：2程度しております。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の月額報酬及び賞与の報酬総額は、2016年3月29日開催の第8回定時株主総会にて年額500百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内。ただし、使用人給与は含まないものとします。）と定めており、当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、2024年3月26日開催の第16回定時株主総会にて、業績連動型株式報酬制度の一部内容を変更しており、その内容は、それまでの業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））と譲渡制限付株式報酬制度（RS）を統合し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」として一本化しております。なお、本制度に基づく報酬額の上限は、1事業年度当たり60,000ポイント、BBT-RS制度に基づき取得する株式の上限は180,000株と定められています。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬額は、2016年3月29日開催の第8回定時株主総会決議において年額100百万円以内としており、当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

取締役の個人別の報酬等についての内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議に基づき代表取締役社長CEO・社長執行役員藤崎慎一郎がその具体的な内容について委任を受けて各取締役の基本報酬を決定することとしており、これらの権限を委任した理由は、当社全体を取り巻く環境や経営状況、業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の定量的・定性的な評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。指名報酬委員会では、各取締役の基本報酬の額、各取締役の事業年度の目標値に対する達成度合いによる賞与額並びに非金銭報酬としての譲渡制限付株式の割当株式数及び株式給付信託（BBT-RS）の業績係数を審議し、取締役会に答申をすることとしております。

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、上記の手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）			
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬				
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	289,302 (18,000)	163,500 (18,000)	43,600 (-)	82,202 (-)	8 (3)			
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	27,600 (14,400)	27,600 (14,400)	- (-)	- (-)	4 (2)			
合計		316,902	191,100	43,600	82,202			
(注) 1. 業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、各事業年度の連結営業利益であります。業績指標として当該業績指標を選定した理由は、全ての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからであります。当事業年度における当期の連結営業利益の状況は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載の通りであります。								
2. 非金銭報酬には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金41,168千円、及び譲渡制限付株式報酬41,033千円が含まれております。								

（注）1. 業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、各事業年度の連結営業利益であります。業績指標として当該業績指標を選定した理由は、全ての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからであります。当事業年度における当期の連結営業利益の状況は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載の通りであります。

2. 非金銭報酬には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金41,168千円、及び譲渡制限付株式報酬41,033千円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先である法人等と当社との関係

前記(1)取締役の氏名等をご参照ください。

なお、社外取締役の兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
梅野 晴一郎	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中16回(89%)出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、適宜発言を行っております。
牧 俊夫	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中18回(100%)出席し、主に通信事業やネットワークサービスに関する業務を通じて培ってきた経験と企業経営の見地から経営全般にわたり、適宜発言を行っております。
塚本 恵	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中18回(100%)出席し、主にIT分野の企業や海外企業での業務を通じて培ってきた経験・知識と、企業経営の見地から適宜発言を行っております。
上西 郁夫	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回(94%)出席し、監査等委員会には、15回中15回(100%)出席し、主に金融業務を通じて培ってきた知識・見地から適宜発言を行っております。
半田 未知	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回(94%)出席し、監査等委員会には、15回中14回(93%)出席し、主に公認会計士としての専門知識を活かし、適宜発言を行っております。

当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

事業報告記載事項に関する意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人(太陽有限責任監査法人)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって会計監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としてあります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任致します。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定致します。

(6) 会計監査人が受けた過去 2 年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

処分対象

太陽有限責任監査法人

処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 法令・定款及び社会規範を遵守するための行動指針を、「コンプライアンス基本規程」の中で定め、当社が拠り所とする倫理的価値観を明示する。
- () 当社のコンプライアンス活動に関する基本的事項を「コンプライアンス基本規程」として定める。
- () 取締役会の諮問機関として外部識者を1名以上メンバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの全般についての協議、意思決定を行う。
- () 常勤の取締役1名を「チーフ・コンプライアンス・オフィサー」として選任し、コンプライアンスに関する業務執行を担任させる。
- () 「コンプライアンス委員会」の下に、実務を推進する機関として、「リスク管理小委員会」、「ISM委員会」を設置する。

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- () 代表取締役は、情報管理基準を定め、これにより、次に定める「文書又は電磁的記録」(以下、「文書」という。)を関連資料と共に保存及び管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・コンプライアンス委員会議事録
 - ・税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - ・その他情報管理基準に定める文書
- () 前記()に定める文書の保管期間は、10年間とする。保管場所は情報管理基準に定めるところによる。ただし、取締役又は監査等委員会から閲覧の要請がある場合、要請の日から3日以内に閲覧が可能となるものでなくてはならない。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ()リスク管理に関する基本的事項を定め、当社グループがリスク管理体制の強化・充実を図ることにより、経営の健全性と収益の安定的増大を確保し、ステークホルダーからの信任を得ることを目的として、リスク管理規程を定める。
- ()事業活動及び業務プロセスに係わる損失の危険を継続的にコントロールするため「リスク管理小委員会」及び「ISMS委員会」を設置する。
- ()コンプライアンス、環境、災害、品質、交通事故、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ()取締役及び執行役員は、全社的に共有する目標を定め、その浸透を図ると共に中期経営計画を策定する。
- ()取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- ()各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ()各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、月次の業績をITを積極的に活用したシステムにより迅速な管理会計としてデータ化し、経営会議又は取締役会に報告する。
- ()取締役会又は経営会議は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役及び執行役員に、目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ()前記()の議論を踏まえ、各事業部門を担当する取締役及び執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ()チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、組織横断的なコンプライアンス活動の日常業務を統括する事務局を設置する。
- ()事務局は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、組織横断的なコンプライアンス活動を推進する。
- ()定期的な教育・研修の機会を設ける。
- ()法令違反やコンプライアンス上の問題行為ないしそれと疑わしい行為を発見したものが懸念なく通報できる内部通報制度を運用する。
- ()内部監査室は、内部統制・コンプライアンス体制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善を促す。また、内部監査の独立性と牽制機能を強化するために代表取締役に直属する組織として独立する。

当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ()「コンプライアンス委員会」は、当社及びグループ各社間で内部統制に関する協議、情報共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ()当社の取締役、執行役員及びグループ各社の社長は、各部門(各社)の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。
- ()当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、前記()の「コンプライアンス委員会」及び前記()の責任者に報告し、「コンプライアンス委員会」は必要に応じて、各部門(各社)における内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ()財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制を整備する。
- ()資産の取得、使用、処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は設置せず、必要に応じて監査等委員会から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査室が、監査等委員会の職務を補助するものとする。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属部門責任者等の指揮命令を受けない。

取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は監査等委員会に対して法令の事項に加え、全社的(当社及び当社グループ)に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行役員、同取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を定期的に、また監査等委員会が必要と認める場合は別途隨時に設けると共に、代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力との関係遮断を法令遵守に関わる重大な問題としてとらえ、社内規程等に明文の根拠を設けると共に、当該勢力への対応は、担当者や担当部署だけに任せずに、経営者以下、組織全体として対応する。

反社会的勢力による被害を防止するための基本原則を以下の通り定める。

- ()反社会的勢力による不当要求は拒絶し、対応する従業員の安全を確保する。
- ()反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察及び弁護士等の専門機関と緊密な連携を構築する。
- ()反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたず、取引開始後、契約者等が当該勢力と判明した場合は速やかに関係を解消する措置を講じる。
- ()反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対応を講じる。
- ()反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための取引には応じない。
- ()反社会的勢力への資金提供は行わない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ()反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための観点から、組織全体で対応することを目的とした社内規程等を整備する。
- ()対応マニュアルを作成・整備すると共に、弁護士等外部の専門機関に速やかに相談できる関係を強化する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には経営計画発表会を開催し、社員に向けて、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が社内及び社外窓口へ直接通報できる内部通報制度を設置し、同制度の内容は、年4回開催されるコンプライアンス委員会にて報告・審議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化及び設備投資等に備えた内部留保を確保しつつ、株主の皆様に継続的な配当を実施することを基本方針としております。内部留保の充実を図った後に、総合的に勘案しながら、連結配当性向40%以上を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施する予定であります。

なお、会社法第459条に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款規定を設けており、配当の決定機関を取締役会としております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,019,400	流 動 負 債	13,635,950
現 金 及 び 預 金	6,213,931	買 買 掛 金	1,274,988
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	547,869	才 一 ク シ ョ ン 借 勘 定	8,765,057
才 一 ク シ ョ ン 貸 勘 定	3,238,769	関 係 会 社 短 期 借 入 金	2,202,000
棚 卸 資 産	394,166	未 払 金	446,666
前 払 費 用	890,322	未 払 費 用	150,840
立 替 金	562,992	未 払 法 人 税	490,810
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,460,000	預 金	72,684
未 収 消 費 税 等	2,077,150	前 受 収 益	11,856
そ の 他	274,777	賞 賞 引 当 金	197,073
貸 倒 引 当 金	640,579	そ の 他	23,972
固 定 資 産	13,262,709	固 定 負 債	1,871,172
有 形 固 定 資 産	389,116	退 職 給 付 引 当 金	1,208,061
建 物	161,470	株 式 給 付 引 当 金	171,605
車両 運 搬 具	45,380	そ の 他	491,505
工 具 、 器 具 及 び 備 品	182,265	負 債 合 計	15,507,122
無 形 固 定 資 産	1,472,450	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ウ イ ア	1,468,742	株 主 資 本	18,368,796
そ の 他	3,708	資 本 金	1,807,303
投 資 そ の 他 の 資 産	11,401,142	資 本 剰 余 金	4,533,903
投 資 有 債 証 券	1,262,307	資 本 準 備 金	4,248,514
関 係 会 社 株 式	7,878,464	そ の 他 資 本 剰 余 金	285,388
関 係 会 社 出 資 金	605,580	利 益 剰 余 金	13,617,568
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	960	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,617,568
破 産 更 生 債 権 等	98,877	繰 越 利 益 剰 余 金	13,617,568
長 期 前 払 費 用	62,309	自 己 株 式	1,589,978
繰 延 税 金 資 産	833,606	評 価 ・ 換 算 差 額 等	406,191
敷 金 及 び 保 証 金	492,563	そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	406,191
そ の 他	271,025	純 資 産 合 計	18,774,987
貸 倒 引 当 金	104,551	負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,282,110
資 産 合 計	34,282,110		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024 年 1 月 1 日から
(2024 年 12 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,458,403
売 上 原 価	9,450,027
売 上 総 利 益	9,008,375
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,864,666
営 業 利 益	3,143,708
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	43,858
受 取 配 当 金	220,291
為 替 差 益	115,782
業 務 受 託 料	57,582
そ の 他	16,276
	453,791
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,169
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	164,666
そ の 他	173
	173,009
経 常 利 益	3,424,490
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	19,291
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,014
関 係 会 社 清 算 益	6,545
	29,851
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	150,000
	150,000
税 引 前 当 期 純 利 益	3,304,342
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	929,497
法 人 税 等 調 整 額	172,652
	756,844
当 期 純 利 益	2,547,497

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	緑越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,807,303	4,248,514	-	4,248,514	12,441,532	12,441,532
当期変動額						
剰余金の配当					1,371,462	1,371,462
当期純利益					2,547,497	2,547,497
自己株式の取得						
自己株式の処分			285,388	285,388		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	285,388	285,388	1,176,035	1,176,035
当期末残高	1,807,303	4,248,514	285,388	4,533,903	13,617,568	13,617,568

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,628,338	16,869,012	257,603	257,603	17,126,615
当期変動額					
剰余金の配当		1,371,462			1,371,462
当期純利益		2,547,497			2,547,497
自己株式の取得	742,946	742,946			742,946
自己株式の処分	781,306	1,066,695			1,066,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			148,587	148,587	148,587
当期変動額合計	38,360	1,499,784	148,587	148,587	1,648,371
当期末残高	1,589,978	18,368,796	406,191	406,191	18,774,987

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、貯蔵品については、移動平均法または先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～38年

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によってあります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によってあります。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生事業年度から費用処理しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規定に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債

務の見込額に基づき見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) オンラインオークション

当社は、インターネットを利用したオークションを主催、運営しています。オークション取引が成立した時点で、出品者と落札者の取引を仲介する履行義務が充足されると判断しており、オークション取引が成立した時点で、手数料を収益として認識しております。手数料は、取引価格に一定の料率を乗じて設定、もしくは、取扱品目、会員種別、出品者・落札者の種別等に応じた定額の価格を設定しております。

また、当社は、オークション・プラットフォームを顧客に提供しています。オークション・プラットフォームの提供は、日常的・反復的なサービスに該当し、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、オークションサービスを利用できる期間に亘り、利用料を収益として認識しております。

(2) ライブ中継オークション

主に四輪事業において、当社が業者間取引の市場である現車オークション会場と提携し、現車オークション会場が主催するオークションを中継するサービスを提供しています。顧客が商材を落札した時点で、オークションを中継するサービスの履行義務が充足されると判断しており、顧客が商材を落札した時点で、手数料を収益として認識しております。手数料は、提携会場が定める落札料、会員種別に応じた定額の価格を設定しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社投融資の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	7,878,464千円
関係会社出資金	605,580千円
関係会社短期貸付金	7,460,000千円
貸倒引当金	619,519千円
関係会社株式評価損	150,000千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式および関係会社出資金の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理をおこなっております。

また、取得時の純資産に加え、取得時に見込んでいた事業計画に基づく超過収益力を加味してその取得原価を決定している場合には、取得時に認識した超過収益力が毀損していないかどうか取得時の事業計画の達成状況を確認すること等により、減損処理の要否を検討しております。

関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

関係会社株式、関係会社出資金及び関係会社貸付金の評価については、関係会社の事業計画を基礎として検討しておりますが、当該計画は売上成長率等の主要な仮定が用いられております。当該仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. オークション貸勘定及びオークション借勘定

オークション貸勘定及びオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権及び債務であり、その主なものは、立替及び預り商品代金、未収成約料及び落札料収入、未収出品料、検査料収入等であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	898,838千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,078,531千円
長期金銭債権	- 千円
短期金銭債務	3,024,848千円
長期金銭債務	107,765千円
4. コミットメントライン契約	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。	
当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
貸出コミットメント総額	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円
差引額	2,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	379,526千円
売上原価	6,673,216千円
販売費及び一般管理費	948,380千円
営業取引以外の取引による取引高	881,586千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,107,316	107	234,490	872,933

- (注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、従業員に対する株式報酬として200株、新株予約権行使による自己株式の処分57,600株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分4,000株、株式給付信託(BBT-RS)から役員に対する株式給付172,690株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(BBT-RS)の株式(当期首256,300株、当期末369,910株)が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、退職給付引当金、貸倒引当金、減価償却限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額であります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株オークネット・コンシューマープロダクツ	(所有)直接 100.0	オークション業務の委託 役員の兼任	オークション業務の委託 (注1)	3,275,683	買掛金	283,542
子会社	株オークネット・アイビース	(所有)直接 100.0	オークションシステムの保守・改修業務の委託 資金の貸付 役員の兼任	利息の受け取り (注2)	2,999	関係会社 短期貸付金 (注3)	500,000
子会社	JBTV株	(所有)直接 100.0	オークションの運用及び付帯業務の委託 資金の借入 役員の兼任	資金の返済 利息の支払い (注2)	200,000 2,651	関係会社 短期借入金	402,000
子会社	株ギャラリーレア	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受け取り (注2)	300,000 400,000 22,932	関係会社 短期貸付金	3,900,000
子会社	株カーサル	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	債権放棄 利息の受け取り (注2,4)	700,000 3,144	-	-
子会社	株デファクトスタンダード	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り (注2)	2,200,000 8,872	関係会社 短期貸付金	2,200,000
子会社	JOYLAB株	(所有)直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り (注2)	500,000 2,016	関係会社 短期貸付金	500,000
子会社	株アイオーク	(所有)直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い (注2)	1,000,000 3,065	関係会社 短期借入金	1,000,000
子会社	株オーク・ファニシャル・パートナーズ	(所有)直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い (注2)	500,000 1,532	関係会社 短期借入金	500,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	フレックス株	(被所有)直接 0.0	株式の購入 役員の兼任	株式の購入 (注5)	987,772	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。
 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し、交渉の上決定しております。
 3. 子会社への貸付金に対し、499,475千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において64,050千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 4. 株カーサルは子会社でありましたが、2024年12月13日付で清算結了したことにより、子会社から除外しております。
 なお、清算結了に伴い、同社に対する短期貸付金700,000千円を債権放棄いたしました。
 5. 株式の取得価額は、公平性・妥当性を確保するため第三者算定機関による株式価値の算定結果を勘案し、相手先との交渉を経て決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	藤崎清孝	被所有 (0.77)	当社取締役	ストックオプションの行使(注)2	11,971	-	-

(注)1.取引金額には消費税等を含めておりません。

2.2015年6月30日取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(1)株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 785円88銭

1株当たり当期純利益 107円02銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式数は369,910株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式の期中平均株式数は307,306株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単価当たりの金額を引き下げるにより、個人投資家をはじめとする投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1)株式分割の方法

2025年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,763,200株
株式分割により増加する株式数	24,763,200株
株式分割後の発行済株式総数	49,526,400株

(3)分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日(金)
分割の基準日	2025年3月31日(月)
分割の効力発生日	2025年4月1日(火)

(4)1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、次の通りであります。

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	542.04円
1株当たり当期純利益	94.22円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	93.95円

(5)その他

今回の株式分割に際して、発行可能株式総数及び資本金の額の変更はありません。

(自己株式取得に係る事項の決定)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上と、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,430,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.89%)
(3) 株式の取得価額の総額	4,500百万円（上限）
(4) 取得期間	2025年2月18日～2025年2月20日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
(6) その他	上記以外の必要事項に関する一切の決定については、当社代表取締役社長に一任

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、従業員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入し、下記のとおり、オークネットグループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1)処分期日	2025年4月16日
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式 109,012.5株（注1）（注3）
(3)処分価額	1株につき2,670円（注2）（注3）
(4)処分総額	291,063,375円（注1）
(5)処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 (オークネットグループ従業員持株会 109,012.5株)
(6)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注1）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本スキームの対象となり得る当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）最大1,119名に対して、当社が定める従業員区分に応じて規定する1名あたりの付与株式数（パターンA：最大387名200株、パターンB：最大599名50株、

パターンC：最大133名12.5株）に応じて付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員である本持株会の会員の数に応じて確定します。

（注2）2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。なお、当社は、2025年2月14日に、「2024年12月期決算短信（日本基準）（連結）」等を公表していること、及び「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」を適時開示し、2025年2月18日から20日までの間に自己株式の取得を予定していることから、当該公表及び開示に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2025年2月21日（以下「条件決定日」といいます。）に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i)2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,669円と(ii)条件決定日の前営業日（2025年2月20日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額（但し、一の位が0又は2の整数倍でない場合は1円を加算した金額）を当社普通株式の処分価額として決定いたします。

（注3）2025年2月14日開催の取締役会において、2025年3月31日を基準日、2025年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うことを決議いたしました。そのため、処分する株式数は、本株式分割の効力発生後に218,025株となり、本自己株式処分により処分されます。なお、処分価額は、本株式分割の効力発生後に株式分割の割合に応じ、調整いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、対象従業員に対する福利厚生の増進策として、本持株会を通じて、当社が処分する当社普通株式を取得させる機会を創出することによって、財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本スキームの導入を決定いたしました。

【会計監査人の監査報告書】

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社オークネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久塚 清憲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石川 資樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オークネットの2024年1月1日から2024年12月31までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年2月14日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書】

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、重点監査項目に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社オーケネット 監査等委員会

常勤監査等委員	佐藤 俊司
監査等委員（社外取締役）	上西 郁夫
監査等委員（社外取締役）	半田 未知